

# マルチ商法2世の生活史

—家庭と社会におけるアイデンティティ管理の経験—

同志社大学社会学部社会福祉学科

1109 20 2093

佐々木晴哉

指導教員：鈴木良

## 梗概

本研究の目的は、マルチ商法会員の元で育ったマルチ2世が、どのような経験をしてきたのかを、当事者の生活世界に着目しながら説明することで、マルチ2世の能動的存在としての側面を明らかにすることである。「マルチ2世」とは、マルチ商法会員を親に持つ者の当事者性に注目したカテゴリーを意味する。

本研究では、マルチ2世を対象にインタビュー調査を行い、その生活史から分析される当事者の経験を、自己防衛機制としてのアイデンティティ管理の視座から解釈した。

研究の結果、マルチ2世のアイデンティティ管理において2つの戦術を明らかにした。第一の戦術は、マルチ2世は家庭-社会双方に対して規範的役割であることを常に呈示することを通して、自らのアイデンティティを逸脱だとみなされないように管理することだった。第二の戦術とは、マルチ2世としての語りを通して、親から期待された規範的役割を問い直すことだと分かった。

## 〈目次〉

### 序章 はじめに

1. こぼれ落ちてきたマルチ商法の親族被害
2. 2世を見つめるのは2世自身だけだった

### 第1章 当事者の人生から経験を読み解く

- 1 マルチ商法会員を親にもつことを名乗る人
- 2 2世当事者の生活史調査
- 3 自分史・生活史 (life history) とは
  - 3.1 人生を聞き取り、経験を解釈し、行為を理解する
  - 3.2 生活史を選んだ理由

### 第2章 マルチ2世の経験をどう解釈するか

- 1 マルチ2世の経験はどう論じられてきたか
- 2 本節のまとめ
- 3 アイデンティティ管理の実践者という視点
  - 3.1 ステイグマを持つ者として
  - 3.2 パッシングの理解
  - 3.3 逸脱の政治パースペクティブ

### 第3章 私とマルチ商法

- 1 はじめに—母とマルチ商法—
- 2 心理的コントロール
- 3 隠し続ける生活
- 4 経済的困窮
- 5 マルチ2世としての自覚
- 6 考察

### 第4章 あるマルチ2世のアイデンティティ管理経歴

- 1 マルチ商法に染まっていった生活
  - 1.1 母がマルチ商法にのめり込んだ
  - 1.2 中学生になってから
  - 1.3 高校生活
  - 1.4 大学生活
- 2 マルチへの認識が変わったこと
  - 2.1 母はマルチのために自分を裏切った
  - 2.2 最悪の結婚前夜
  - 2.3 母とのやり取りはマルチが常に絡んでいた
  - 2.4 お金の無心—「マルチにはまりだした頃から嘘八百なんですよ」
- 3 目が覚めた
- 4 苛烈な家族会議—「人生で一番タフな交渉でした」
- 5 マルチ被害をなくす会を始める
  - 5.1 マルチ被害をなくす会の発足
  - 5.2 現状
- 6 考察

### 終章 まとめ

- 1 結論
  - 1.1 マルチ2世が経験してきたこと
  - 1.2 規範的であることを自らに求め続けてきた存在
  - 1.3 マルチ2世のアイデンティティ管理戦術の変容
- 2 研究の意義と課題
  - 2.1 先行研究との比較

2.2 実践上の意義

2.3 課題

引用文献・参考文献

謝辞



## 序章 はじめに

### 1 こぼれ落ちてきたマルチ商法の親族被害

本論文の目的は、マルチ商法<sup>1</sup>会員を親に持つマルチ2世が、これまでの生活でどのような経験をしてきたのかを、アイデンティティの管理／操作に注目を置いて考察を試みるものである。

マルチ商法（ネットワークビジネス<sup>2</sup>）とは、1930年代にアメリカで誕生したといわれるMulti-Level-Marketing(MLM)システムの日本名であり、商品・サービスを契約して、次は自分がその組織の勧誘者となって紹介料報酬等を得るという形で、販売組織を連鎖的に拡大して商品（権利）・役務の取引を行うビジネスシステムである。60年代に日本に紹介されて以来、2000年代に比べて勢いは下がっているものの、2022年度では8000億円ほどの市場規模となっている（月刊ネットワークビジネス、2023）。取り扱われる商品は、栄養補助剤（サプリメント、ドリンク）、化粧品、下着、寝装品・寝具、美容・健康器具、水関連商品であり、人々の健康や美容に関するもので定期的に購入される消費財という特徴を持つ（同）。

マルチ商法は、一般市民に対する違法性のある勧誘・取引といった逸脱の実態や金銭に限らない様々な消費者被害から、社会問題としてマルチ会員の逸脱行動が消費者庁やメディアに取り上げられてきた。消費生活年報（国民生活センター、2022）によれば、全国の消費生活センター等が受けた2021年度のマルチ取引に関する相談件数は8742件であった。

それだけでなく、大学生や社会人が大学、仕事をやめてまで、さらには借金をしてお金と労働力を捧げるカルト的な実態、その背景に示唆されているマインド・コントロールなど、勧誘者であるマルチ会員本人も被害当事者として取り上げられつつある。心理学者の西田公昭（2022）がメディアの中でマルチ商法を商業カルト<sup>3</sup>と呼んでいるように、マルチ商法問題はカルト問題としても捉えられるようになってきた<sup>4</sup>。

しかし、マルチ会員の消費者被害は本人だけで完結しない。会員には配偶者や子どもがいる人もいれば、殆どの人には親がいる。会員が破滅への一途を辿るとき、それに巻き込まれずに済む親族は滅多にいない。実際に、2023年3月30日の衆議院消費者問題に関する特別委員会の中で、河野太郎消費者担当大臣が2021年度における約8000件のマルチ取引に関する消費生活相談のうち、約25%が家族など契約当事者以外からの相談になっている旨の答弁を本村伸子議員からの質問に対して出している<sup>5</sup>。他にも、2021年にマルチ会員の親族被害事例が書かれた書籍が出版されたことや、2023年の消費者法ニュース136号の特集「マルチ商法の家族被害」、および同年2月に開催された日本弁護士連合会主催の「特定商取引法5年後見直しについての院内学習会」では、親族被害の事例が報告された<sup>6</sup>。

このような現状がありながら、消費生活相談員の平林（2023）によると、契約当事者からの相談を前提とする消費生活相談は「家族の精神的、金銭的被害を回復するものではなく」、現在の消費生活相談情報を収集するシステム<sup>7</sup>の入力項目は「家族の被害実態を把握できるものではない」（平林 2023）。したがって、おそらくマルチ商法が日本に登場した当時から

一定数起こってきたカルトとしてのマルチ商法の親族被害について親族当事者による被害事例の報告がされている一方、第三者による学術的な議論は十分に展開されていない。

## 2 2世を見つめるのは2世自身だけだった

そして、同様の課題が、マルチ会員を親に持つ「マルチ2世」の問題に限って言えば、「宗教2世」問題にも内包されている。ここでいう「宗教2世」とは、「特定の信仰・信念をもつ親・家族とその宗教的集団への帰属のもとで、その教えの影響を受けて育った子ども世代」のこと（塚田，2021）であり、本論文における「マルチ2世」は広義の「宗教2世」に含まれるものとする<sup>8</sup>。

塚田（2023）は、「宗教2世」問題とは、「何らかの『宗教2世』当事者がその帰属や生育環境、家庭と集団における規範や実践の規定力・影響力ゆえに、何らかの悩み・苦しみ・つらさを抱えていきていかなければならないという人権問題・社会問題のこと」だと定義している（塚田 2023: 21）。当事者の自己認知によって規定されるこの問題は、まさに当事者による手記の出版やインターネットでの発信、マスメディアでの発信を通して注目を浴びるようになった。しかし、宗教2世問題における主な分析は、何が問題なのか、なぜ問題が今生起したのか、なぜ社会問題として受け入れられたのか、どのように対応していくべきか、といったようなムーブメントに対する議論であって、宗教2世本人について、すなわち宗教2世とはどのような人物なのか、何を経験してきたのかといった問題は、塚田（2021）や萩上（2022）の分析および、当事者による自己分析的な事例報告において論及されていない。つまり、「宗教2世」問題が依拠するところの当事者に対する洞察が十分に足りておらず、それゆえにムーブメントの仮想敵であるカルトなどの人権侵害団体、親族に対して抑圧的経験を負わせる団体・組織に対して、虐待や借金、マインド・コントロールなどの問題点を指摘するに留まっている。櫻井（2006）は、カルトに内在する問題は「社会と人間の存立基盤を根本的なところで破壊する行為を行う」ことであり、「人間が人間として、社会という場で生きることに関する根本的な問題である」と述べている（櫻井 2006: 3）。

そこで、本論文では宗教2世の1つのあり方、すなわちマルチ2世である筆者が消費者法ニュースに寄稿した自分史<sup>9</sup>と、筆者が同じ当事者としてつながった男性（仮名：ライオさん（インタビュー当時35歳））の生活史調査から「宗教2世問題」を主眼においた研究で、2世当事者に焦点を当てて調査や研究をするとなったときに、一つの論点を提供することを目的とした。

本論文では、はじめに、本調査の概要を説明する（第1章）。そのうえで、「マルチ2世」の経験に焦点を当てることの研究的意義を先行研究のレビューを通して確認し、本研究がよって立つ視座について説明する（第2章）。筆者自身の自分史の解釈（第3章）とライオさんの生活史の分析及び解釈を行う（第4章）。最後に、生活史調査から明らかになった点を踏まえ、マルチ2世が何を経験してきたのかについて考察をまとめる（終章）。

## 第1章 当事者の人生から経験を読み解く

### 1 マルチ商法会員を親に持つことを名乗る人

本研究におけるインフォーマントは2名のマルチ2世である。1つは2023年7月に消費者法ニュースにて寄稿した筆者自身の自分史を取り上げ、再解釈する。自分史とは自身が作成した自らの生活史のことである。加えて、「マルチ被害をなくす会」<sup>10</sup>の代表であるライオさん（活動名）にインタビューを行った。まず、ライオさんと筆者との出会いについて紹介する。

2022年7月、筆者は安部元首相銃撃事件をきっかけとして「宗教2世」の存在を知り、自身が「マルチ2世」であると自覚した。それから当事者として「マルチ被害をなくす会」に入会した。2023年1月、会が実施する事例インタビューへの協力を通して、会の代表でありインタビュアーだったライオさんと交流を持った。その後、自らのアイデンティティを形成してきた経験とマルチ商法について向き合う決意から、本研究の問いが生まれた。筆者の研究テーマである「マルチ2世」の当事者であり、マルチ商法の親族被害の情報発信に積極的かつ既に自身の事例を公開していたライオさんに連絡を取り、2023年8月にインタビューを2回行った。

### 2 2世当事者の生活史調査

本研究における聞き取り調査は、自由面接法を使用した。面接調査における自由回答法は構造化面接のようにシナリオは用意されておらず、あるリサーチ・クエスションについて、自由な語りを促していく。自由面接法は、構造化面接のような客観的なデータを得ることを目的としない。自由な対話をとおして、その人にとっての真実を聞くことが目的となる。調査テーマに対して、仮説探索的な調査であることが特徴である（鈴木2021, 146）。

聞き取り調査は、家族がマルチ商法にはまっていることをインタビュイーが初めて自覚

した時点の話から聞き始めた。マルチ2世としての被害を中心に書いた筆者の自分史に対して、聞き取り調査ではマルチ2世の被害に加えて、マルチ商法に限らない個人の経験、家族との関係、マルチ商法と関わるなかでの実践方法について対話の中で聞くことができた。

本研究における倫理的配慮として、以下のことを行った。まずインタビュー開始前に、本研究の意義や目的などを口頭および書面にて説明した。答えたくない質問やインタビューを中止したい場合にはいつでも中断できる旨を伝えた上で、インタビューの記録を論文等で公開することに了承してもらったのち、同意書に署名をいただいた。後日、インタビュー結果を対象者宛にメールで送信し、インフォーマント本人より公開内容の確認および誤りの訂正をしていただき、筆者が修正を加えた。また、本論文では、プライバシー保護のため調査対象者が活動で使用している名義を記載している。

表1 インフォーマントの概要

名前	佐々木晴哉	ライオさん
性別	男	男
自分とマルチ商法の関係	母がマルチ会員	母がマルチ会員
インタビュー日時	2023年5月の消費者法ニュースに自分史を掲載	2023年8月1日22時半～ 2023年8月7日22時～
インタビュー時間	自分史のため省略	1時間42分 1時間47分
インタビュー場所	消費者法ニュースに掲載	Zoom
インタビュー当時年齢	21歳	35歳

### 3 自分史・生活史 (life history) とは

#### 3-1 人生を聞き取り、経験を解釈し、行為を理解する

マルチ2世の経験を読み解いていくにあたって、重要な手がかりとなってくるのが、マルチ2世当事者の生活史である。生活史調査は、人々の中に実際に存在するリアリティを聞き取る調査である。社会学者の岸政彦は生活史調査を「特定の歴史的・社会的条件—私の言い方で言えば『歴史と構造』—のなかで生きている人びとの人生について考える方法」

であると述べている。(岸 2018, 3) 私たちとは別の人生を生きる他者の、一見すると不合理な行為選択の背後にある合理性やもっともな理由は、「他者の合理性」と表現される(岸 2016: 29)。「他者の合理性」を誰にもわかるかたちで記述する取り組みが、生活史の聞き書きといえるだろう。岸(2016)は、生活史の解釈とは、個々の語りを引用という形でフュクシオンにしてしまうのでも、あるいはそれを早急に事実として無批判に結びつけるのでもなく、語り手の「経験の全体」を解釈することである、と述べている。そして、その解釈は「語りを社会的構造や歴史のなかに置き直してはじめて可能になる」のである(岸 2016: 194)。したがって、本調査の目的は、どのような被害を受けてきたかについて回答をもらうことではなく、どのように生きてきて、何を経験してきたかを説明することである。

また、本研究では、自分史と1名の生活史のみを扱うが、一人に複数回のインタビューを重ねたり深いインタビューを行うことで、その生成の背景にあるアイデンティティやコンテクスト<sup>11</sup>を探究するという目的の下で行われるのであれば、調査対象者の人数は問題とならない。

### 3-2 生活史を選んだ理由

再述するが、「宗教2世」問題が当事者の自己認知によって規定されるという性質上、2世当事者による情報の提供が議論の成立に不可欠である。それは「宗教2世」全体だけでなく、個々の宗教2世についても同様である。「宗教2世」のあり方が多様であるために、記録として残らない宗教2世のあり方は議論から置いて行かれてしまう危険が、「宗教2世」問題にはある。筆者はマルチ2世の当事者として、「宗教2世」問題にマルチ2世が語られなくなることを危惧している。それゆえに、本研究では「マルチ2世」を取り上げることを通して、「宗教2世」問題の論場に研究として論点の提供を試みるだけでなく、「宗教2世」の1つのあり方を提供する。

ところで、本研究の生活史は一見すると親子間の問題として語られているが、それは「宗教2世」問題とはすなわち親子問題である、ということの意味しない。親の背景にある団体側の問題を明確にせず親子問題に矮小化してしまうと、「宗教2世」問題は的確に理解することができない。そして同様に、宗教2世自身の行為の背景にあった社会側の問題もまた明確にしないまま「宗教2世」問題を理解することもできない。

## 第2章 マルチ2世の経験をどう解釈するか

当事者の生活史を解釈するうえで、まず本研究の位置づけと筆者がどのような視座に立つのかを本章で確認しておきたい。

### 1 マルチ2世の経験はどう論じられてきたか

本節では、マルチ2世が含まれていたと推測される領域の当事者の経験を論じてきた先行研究を参照する。第1にマルチ商法に関わった当事者の親族として、第2に縁者のためにスティグマを負った者として、第3に宗教2世として、それぞれの領域に含まれていたであろうマルチ2世がどのような経験をしてきたか参照する。その上で、本研究の研究上の位置づけを確認しながら、本論文の主題である「マルチ2世の経験」を取り扱うことの意義を明確にすることである。

第1に、マルチ商法会員を取り扱った研究において、親族について言及、示唆されたものはいくつもある。犯罪学者の Hock と Button (2023) は、商法としての Multi-Level-Marketing をねずみ講の一形態とみなし<sup>12</sup>、「理想的な被害者(ideal victim)」と「非理想的な被害者(non-ideal victim)」の概念を用いて、ねずみ講行為者を犯罪者と被害者の7つの類型に分けることができると述べた。その中でも、親族関係の圧力から契約に抵抗することが難しい可能性から、「親族」は「理想的な被害者」に分類されうることを指摘している。このことから、マルチ商法詐欺という経済的犯罪において親族は、マルチ商法に騙された被害者の家族と、マルチ商法に他人を巻き込んだ加害者の家族の間を揺れ動く曖昧な存在としての経験と、親族関係を利用された脆弱な存在として「理想的な被害」を受けてきた経験をしてきた可能性があると分かる。

小池(2007)は、マルチ商法もといネットワークビジネスを、すべてをポジティブに考える前向きな心構え、すなわち「積極思考」を奨励することで「ポップ心理学<sup>13</sup>」的な思想を互いに教化しあう集団とした。そして、ディストリビューター<sup>14</sup>たちの関係性は比喩的な家族であり、一つのコミュニティとして団結する強い仲間意識があると述べつつ、ディストリビューターが「自分たちの『良き知らせ』を伝えるべく、一人でも多くの賛同者を増やそうと熱心に」他者を勧誘し、その勧誘をまともに取り合わない人間は「ウソの付き合いだった奴」として切り捨てていく様子を取り上げた(小池 2007: 60-62)。小池は会員の親族について言及していないが、小池が提示したマルチ商法会員の他者をふるいにかける排他的な思考が親族にも例外なく向くことは実際の親族被害事例<sup>15</sup>から見ても明らかであ

る。このことから、親族がマルチ商法を受け入れられなかった場合、親族は会員本人とその背景にあるマルチ商法のコミュニティによって否定的なサンクションを経験していると言える。この2つの研究は、マルチ商法に関する研究として親族を対象としていないが、親族の経験を示唆する点で重要である。

マルチ商法の集団においてカルトの側面に着目したとき、マルチ会員の親族はカルト問題に直面した家族と捉えることもできる<sup>16</sup>。ここで述べるカルトとは、社会において自らの利益追求のためにあからさまな欺瞞を行い、人権を侵害している集団のことを言う（西田, 1998）。Henry (2012) は、カルト問題を抱える家族の悲嘆に対して、「喪失体験であってもそれを表明できず、社会的に認めてもらえない“公認されない悲嘆 (disenfranchised grief) ”」であると主張している<sup>注1</sup>。なぜなら、カルト関与した当人は、被害者になるだけでなく、他者を勧誘したり、犯罪行為に加担したりすることで加害者にもなりうるからである。そのため、家族は周囲に打ち明けることができない。中西と西田 (2019) は、カルト<sup>17</sup>問題に直面した家族に生じる問題や対処行動、心情などを含めたプロセスと負の経験を曖昧な喪失の視点から明らかにした。ところで、中西・西田 (2019) の研究はカルト問題の当事者として親族にインタビューを行っているが、調査ケースはすべて当人に対する家族の立場が親か配偶者であったことから、当研究における「親族」には2世の視点を導入する余地がある。

研究とは別であるが、マルチ会員親族当事者の藤本亮 (2023) は、マルチ商法会員の親族被害の実態を報告している。この報告では、親族当事者 61 名へのアンケート調査の結果がまとめられた。藤本は報告で、親族被害の要点として、①親族被害は徳地の会社に寄らず、業界全体で発生している②被害が継続する③特定の親族が苦しんでいる④親族からの適切な相談窓口が存在しない、の4つをあげている。マルチ2世を含む、マルチ商法会員の親族当事者に直接調査した数少ない資料として重要である。

第2に、縁者という立場から不可視のスティグマを負ったものとして、犯罪者の家族と被虐待児のスティグマに関する議論も取り上げる。社会学者の宮崎 (高橋) 康史は、犯罪者家族へのインタビューを通して、犯罪者家族のスティグマ経験を明らかにした (高橋 2014, 2015, 2016a, 2016b)。内田 (2001) は、親から虐待を受けた被虐待児 3 名を対象に生活史インタビューを行い、被虐待児のスティグマおよび精神的傷害に社会からのスティグマ付与が作用していることを明らかにした。内田 (2001) は、「(逸脱者) の家族とは、犯罪者・逸脱者としてのレッテルを貼られる『被害者としての家族』でもあるが、他方で、

そのレッテルを巧妙に回避しようとする『戦略主体としての家族』でもある」と述べている（内田 2001: 201）。高橋と内田は戦略主体としての家族を能動的な存在であると捉え、彼／彼女らのスティグマをめぐる印象操作や情報管理と、主観的認識について論じている。

最後に、宗教2世に関する議論を取り上げる。社会調査支援機構チキラボ（2022）は、「宗教2世」問題の当事者であると自認している人 1131 人へのアンケートを通して、当事者が何を経験してきたか、家族や教団がどのように働きかけてきていたかを調査した。これまでもさまざまな宗教2世当事者が書籍等を通じて事例や経験を提供しているが、こうした宗教2世の経験が特殊なケースでもなければ、個別家庭の問題にとどまるものでもなく、多くの2世が共有しているものであることが調査の豊富なサンプル数から伺える。宗教社会学者の塚田（2022）は、自身の研究（塚田 2006）を振り返って「2世信者」の信仰と実践を、教団と親に一方的に教え込まれるものとしてだけではなく、教団や家族と異なる他者との出会いや交流、軋轢等を通じて、「信仰が動揺されられたり、あるいはかえって強化されたりする局面」を含めて捉える必要があると指摘している（塚田 2022: 394）。このことは、宗教2世の行為を考察するうえで、社会との相互作用に着目することの重要性を示唆している。したがって、宗教2世問題は社会的かつ社会学的問題であることが分かる。

注 1) 中西・西田 2019, p.2.

## 2 本節のまとめ

本研究は、マルチ商法に関する研究と縁者であるためにスティグマを負ったものに関する研究、「宗教2世」問題に関する研究の交差点に位置づくことになる。

マルチ商法に関する研究では、調査対象者はすべてマルチ会員と被勧誘者本人たちに留まっており、マルチ会員の親族特有の経験を主眼に置いた研究はされていない。カルト問題研究では、家族を問題の当事者に据えて研究されている一方、子や配偶者がカルトメンバーである場合と、親がカルトメンバーである2世の場合では得る経験とその意味付けが異なる可能性がある。マルチ商法を2世の視点から論じることによって、カルト問題を含むマルチ商法研究に新しい知見を提供することを期待できる。

縁者のためにスティグマを負った者に関する研究では、逸脱者である家族成員と当事者である家族との関係性が、社会からスティグマを付与される媒体として「縁者」に単純化



されている。つまり、親族と逸脱者との関係性が親族にとってどのような意味を持つのかについて、スティグマを付与されるきっかけ以上に注目されておらず、家族という一つの社会に対して社会学的考察が十分でない。

「宗教2世」問題に関する研究では、宗教2世が行ってきた様々な行為の理由や意味という点にまで論及していない。マルチ2世の経験について、当事者と家族、社会との相互作用に注目して、なぜそれを経験する選択をしたのか、その経験が当人にとってどのような意味があるのか明らかにすることで、宗教2世とそれを取り巻く問題への理解を深めることができる。

このような研究の関心や課題を踏まえることで、本論文において、「マルチ2世」を理解するうえで、マルチ2世当事者の経験とその意図、意味に着目することについての理由が明確になる。すなわち、第1に、マルチ商法に関する研究の中で、マルチ会員を媒体として問題に直面している当事者であるところの親族に対する研究が十分に行われてこなかったこと。第2に、縁者のためにスティグマを負った者の研究において、家族という私的領域の経験について触れられてこなかったこと。第3に、宗教2世に関する研究において、宗教2世の経験を社会学的に論じることの意義が示されている一方、彼／彼女らの経験を全体俯瞰して解釈した事例は非常に少ないこと。以上、3点が本論文において、マルチ2世について、とりわけ経験の包括的理解に焦点を当てる理由である。

### 3 アイデンティティ管理の実践者という視座

#### 3-1 スティグマを持つ者として

本研究は「スティグマ」概念を用いて生活史の分析を行う。ゴフマンによると、「人の信頼/面目を失わせる働きが非常に広汎にわたるときに、この種の属性」をスティグマと呼ぶ。スティグマは、「対他的な社会的アイデンティティ (an virtual social identity) と即自的な社会的アイデンティティ (an actual social identity) の間のある特殊な乖離を構成している」(Goffman 1963=2016: 16)。したがって、スティグマという言葉は、烙印や属性ではなく関係、すなわち社会構造におけるその人の位置づけを表現する言葉であると理解できる。

ゴフマンの演劇論的逸脱論において、人は、他者からのラベリングやサンクシヨンの影響を無抵抗に受けるだけの存在とも、社会の作用を受けず自身のアイデンティティを独力で構成することができる存在とも異なる。社会の規範によって定義される逸脱者は、スティグマという間主観的な意味に縛られつつも、あるいは縛られているからこそ、相互作用

を通じて、意味に働きかけ、変容を試みる存在として社会の統制をかいくぐろうとする強かな存在であるとゴフマンは考えている（石川 1997, 205-212）。ゴフマンの演劇論的逸脱論は、スティグマを貼られた、もしくは貼られる事情のある人々のリアリティにとってもよく迫っている。

ゴフマンが記述する、スティグマを貼られた逸脱者が用いる技法において、本論文では「役割距離」と「パッシング」に注目する。ゴフマンの提唱する「役割距離」について、スティグマを負う者が、与えられた（当人にとって）否定的な地位と役割を表面上は受け入れながらも、そのような役割と地位が自身のアイデンティティの全てではないことを表現する技術のことである、と石川は述べている（石川 1997, 209）。

### 3-2 パッシングの理解

ゴフマンが記述する様々な印象操作の技術のうち、マルチ2世にとって社会関係を営むとはどういうことかを考えるうえで非常に重要な概念がパッシング(passing)である。ゴフマンによれば、パッシングとは、「まだ暴露されていないが（暴露されれば）信頼を失うことになる自己についての情報の管理／操作」（Goffman 1963=2016: 81）である。しかし、ガーフィンケルは、ゴフマンのゲームとして分析可能なパッシングに対して、そのような分析ではとらえられないパッシングの実践があると指摘しており、それらの実践を「相互反映性（reflexivity）」「状況操作（management strategy/devices）」「継続性（continuity）」という3つの性質によって説明している（Garfinkel 1967=2004）<sup>注1</sup>。

河村（2017）は、「従来の見方である『隠す』という意味でのパッシングは、『普通であることを呈示する』という意味でのパッシング」（河村 2017: 52）に包摂される行為であり、「人びとにとって当たり前のもので見なされ、意識されることもない『普通であること』を示すことこそが、パッシングという実践の本質的な特性」（河村 2017: 47）だと述べている。

注1) 河村 2017, p.45-46.

### 3-3 逸脱の政治パースペクティブ

スティグマの理論を分析視点として採用するにあたって、石川（1997）の議論を参照しておく。石川によると、人は他者と自分との相互作用を通して生成されるアイデンティティ

ィを管理するために、他者に働きかけて、他者からの評価や処遇を操作しようとする能動的な選択主体である。そのような、彼らのアイデンティティ管理のレパートリーは印象操作だけではない。「ときには、彼らもスティグマからの解放を企図して、社会の支配的な逸脱の定義に挑戦することがある。彼らにとっては、集合的抗議もアイデンティティの一戦略」である（石川 1997, 213-214）。

石川は、逸脱を理解するためには、逸脱に対して逸脱が備える政治性の巨視的社会構造的規定の問題や微視的相互作用における権力の問題を見る枠組、すなわち「逸脱の政治パースペクティブ」を取り入れることが必要だと述べている（石川 1997, 219）。

この視点の前提として、人は自身のアイデンティティをなんとか保全しようとする生き物であり、そのために「人は他者に理解を求めるのみならず、それとともに時として他者の価値を否定し剥奪することで、相対的に自分を支えようとする」相克的な人間観が石川の論理から読み取れる（石川 1997, 217）。逸脱の政治は、スティグマを貼られた人々はもちろん、スティグマを貼り付ける人にとっても、アイデンティティ管理の戦略として活用されている。

石川（1997）の視点は3つの知見を提供する。第1に、スティグマ対処の実践は印象操作と異議申し立ての総体であると捉えることができる。第2に、人は、自分を支えようとする目的で、自身のアイデンティティを管理しようとすることを石川は示唆する。以上の2点を踏まえて、こうしたスティグマへの対処の実践を、本研究では自己防衛機制としてのアイデンティティ管理と定義する。第3に、逸脱に備わる政治性、すなわち最小単位において個人間の権力によって規定されうるその性質からは、社会では社会規範によって正常と規定されているものが、家庭の中では、親子間の権力を以て逸脱であると再規定されている状態、すなわちスティグマ者と「常人」—「当面の特定の期待から負の方向に逸脱していない者」（Goffman 1963=2016: 19）—が逆転する状態、またはその逆の状態になる可能性が導ける。それは同時に、アイデンティティ管理による自己の防衛が社会生活を営むうえでの公的な営為にとどまらず、家庭という私的領域でも行われている可能性も示している。これらの知見は、マルチ2世による行為の背景や意図をより深く理解することに役立つ。

以下から、マルチ2世の生活史について、上で紹介したゴフマンの理論とガーフィンケル及び河村のパスシング論理、石川の政治パースペクティブを援用しながら生活史を分析していく。その目的は、彼らの防衛機制としてのアイデンティティ管理の実践を通して、

マルチ2世が社会や家族から課せられてきた規範的役割と、そうした要請に対してどのように対処してきたのかに焦点を当てて、彼らがどのような経験をしてきたのかを包括的に考察することである。

### 第3章 私とマルチ商法

本章では、2023年7月に発行された『消費者法ニュース』136号に掲載された筆者自身の自分史を抜粋し、その経験の記述を再度分析・解釈する。自分史の記述部分は一部単語の修正を除いて、原文のまま構成のみ編集している。

#### 1 はじめに一母とマルチ商法—

母は子ども時代にお金に困窮していたことに加え、親とそりが合わず18歳頃に家を出る。母は昔から色々なものにハマりやすい人で、貧困に対するコンプレックスのようなものがあつた。不労所得に憧れていた母は私が産まれる前からマルチ商法にハマっていた。

私が14歳のとき、母は当時数年付き合っていた男性と破局して、居候だった私たちは家を出る。次第にお金に困窮し、母は新しい働き口を探し始めた。そのとき、最大手マルチ企業A社の会員として本格的に活動に傾倒する。母は最大手マルチ企業A社会員になって活動に8年程度打ち込み、現在A社の他に2社の会員としても活動している。加えて他6社の商品を購入してきた。昨年からは健康に良いと言ってアロマオイルを体に塗ったり、水に1,2滴垂らして口から摂取するようになった。

元々孤立気味で勧誘するあてがあまりないこともあり、勧誘自体は上手くいかなかったが、週1回以上セミナーやミーティングに参加していた。A社のミーティングに頻繁に参加するようになり、A社に所属するカリスマ的会員の本を家に積み、YouTube上のスピーチ動画を毎晩流して、高額な商品や調理器具、生活用品を購入するようになる。

この頃から、A社の調理器具が実家に増え始め、元々あった調理器具とすり替わっていった。そしてA社で買ったIHコンロで、そのコンロを使った専用のレシピ本を読みながら色々な料理に挑戦していた。その本はA社経由の料理教室で買ったものだった。こうして母はマルチ会員として精力的に活動することになるが、私の知る限り金回りが良くなったことはなかった。時間とお金だけが消え続けていった。

#### 2 心理的コントロール（ちょうど良い防衛）

母は当初から学業の成績が良かった私に「あんたは賢いんやからマルチをやるべきや。マルチ商法をするのに年齢は関係ない！お金の仕組みを勉強せなあかん！」と言ってきた。A社に関する活動で紹介されたらしい『金持ち父さん、貧乏父さん』という本を読むように言われたこともある。本を読むことを拒否すれば「あんたは家族のためになんもしてくれへんのか」「あんたのためにやってるのに」と怒られた。母は私がマルチ商法に協力することを一方的に期待して、気持ちに伝えてくれないと知れば、私の裏切りを責めた。母は言葉以上に私を縛らなかつたが、マルチ商法に協力してもらおうと常に働きかけてきた。

母との会話は何でもA社\*の話題にすり替わる。私が「しんどい」と言えばA社\*のサプリメントを飲めと言ひ、花粉症の話をするとう空気清浄機の話をする。マルチ商法がないと母との会話が成立しない。「家族のため」を口にしておきながら、家族の声は全く聞いていない。それが分かると話す気が起こらなくなり、話しても無駄だと思うようになった。私は母に精神的に頼ることを諦めた。

母は家族を捨ててマルチ商法を選んだのではなく、家族のためにマルチ商法に打ち込んだ。マルチ商法は家族の幸せを達成する必要条件だった。しかし、その「家族」とは母とマルチ商法を無条件に承認してくれる都合の良い子どもたちのことだったとしか思えず、私が事実そうなるように常に干渉してきた。

### 3 隠し続ける生活

母がマルチ商法に傾倒するほど、私は母の振るまいからマルチ商法に関わっていると周囲に悟られないように気を配り続けた。友達の親を勧誘されたり、スピリチュアルな言動をされると困るため、学校で懇談会や参観日のお知らせが来てももみ消してきた。文化祭などの行事はごまかせないため伝えていたが、なるべく友達とその親に関わって欲しくないと思っていた。マルチ商法という一家の恥を隠したくて、社会から軽蔑されないように生活を偽ってきた。

一方、親との関係が険悪であることも普通の家庭らしくないため隠したかった。そこで私は母との記憶の中で面白い笑い話だけを選択して話してきた。それによって母は「おかしい人」ではなく「面白い人」だと、そして母のことを楽しそうに話すこと私も「かわいそうな家庭の子」から「親と仲が良い普通の家庭の子」に映ることを狙った。私は他人に家族のことを話すとき、自分がマルチ商法と疎遠な人物であるように見せることを常に心がけてきた。

自分の家族がおかしいことを隠し続けてきたが、一度だけ感づかれそうになったことがある。私の家庭では肉を水につけて洗う習慣があった。おそらく A 社関連のセミナーで得た知識で、家庭内では肉だろうが野菜だろうが浄水による洗浄をとおすことがルールだった。水につける理由は「赤い着色料が落ちるから」らしい。

ある日、大学でできた友達数人で一度泊まりに行ったことがあった。そのときに私ははっきり—そのときははっきりとも思っていなかったが—肉を洗ってしまった。友達の困惑している様子は今でも覚えている。私は即座におどけた。心中穏やかではなかったが、それだけは悟られないように、皆が笑えるように努めた。その日も母を絡めた我が家の笑話を披露し、肉を洗う習慣も「面白い人」のやることだと思ってもらうようにした。実際上手くいったと思う。ただ、同日に友達の一人が「(私)のお母さんってマルチとかハマっていない?大丈夫?」と尋ねてきた。

「ああ、この子たちは“まともだからこそ”，それとは違う自分の家庭のことは絶対に話せないな」。彼女が母を馬鹿にしたのではなく、純粋に心配してくれたことは分かっていた。それでも私は、マルチ商法が道徳的悪だと考えている一般的な人間に自分やその身内がマルチ側であることは決して言えなかった。情けをかけられることを敬遠したのではなかった。私は自身が社会規範の外側にいる人間であると露呈することを何よりも恐れていた。私はマルチ商法を道徳的悪だと思っている。私は普通の人と同じ思考と感性を持っていて、それゆえに普通の人たちと交流を続けているのに、実際の身分はマルチ会員側という自己矛盾を抱えている。今の自分は本来の身分でないと何度も苦悩した。マルチにハマっている母はたとえ世間から憚られようともこのような矛盾の抱えずに済んでいるのかと思うと、いっそのことマルチ会員でいる方が楽なのではないかと思うこともあった。

#### 4 経済的困窮

母との喧嘩に疲れていたことと、私自身がマルチ商法で迷惑がかかっているわけではないと思っていたため、母のことはもう放っておこうとした。マルチにハマるのも母が稼いだお金の範疇で済む分には自由だと思うようにしていた。

ところで、私と弟は月 15 万円ほどの奨学金を借りており、入学してから約 2 年半にわたって生活費と目して母が全額管理してきた。母の本業と併せると月 30 万円ほどの世帯収入だったが、生活は苦しかった。貯金はなく、家賃や公共費の滞納を繰り返し、様々な給付金を借りて毎月をしのぐような状況だった。

「私と弟に生活費がかかるから奨学金が必要なんだ」と思って、母がお金を全て管理することに納得していたが、後になってそのお金とほぼ同額の金額をスピリチュアルに関連した講座のローン返済や A 社\*製品購入に使っていることが分かった。母の手に負える範囲でマルチ商法にお金をつぎ込んでいたと思っていたが、どうやらそれでは済んでいないらしいことが家を出てから明らかになった。なお、私の学費は自分のバイト代で払い、弟の学費は祖母から借りていた。母は生活が困窮しているという事実だけを私たちに伝え、お金を徴収していたが、その実態については一切明かしていなかった。

## 5 マルチ 2 世としての自覚

2022 年 7 月 8 日、安倍元首相\*銃撃事件が起きた。それに伴い、世間では「宗教 2 世」「カルト 2 世」というワードが頻繁に取り上げられるようになる。加えて、私は『星の子』という「宗教 2 世」を描いた映画を観た。主人公の家族との関係性や、主人公の苦悩はとも他人事に思えず、動悸\*が止まらなかった。『妻がマルチ商法にハマって家庭崩壊した僕の話』(ズュータン, 2021) という本も読んだ。この本の中に出てくるマルチ会員の記述には母と共通する部分が多々あった。「マルチ会員」という均質な人間に染められた親族被害者の「家族」がそこには何人も描かれている。本を読むほど、手が震え、吐き気がこみ上げてきた。

多様な個性を持つ人々をマルチ企業にとって都合の良い人格に均質に塗り替えていくことがマルチ商法の戦略なのではないか。そう感じた私は、マルチ商法が家庭という「聖域」を超えた社会的な問題であると考えようになった。

これまで私は自分の立場をマルチ会員という「当事者における親族」という「関係者」程度だと捉えていた。私が感じている辛さは親とそりが合わないために生じており、この辛さを既存の概念に当てはめるなら「毒親」や「アダルト・チルドレン」, 「機能不全家族」に合致するだろうと考えていた。しかし、メディアをとおして「宗教 2 世」, 「マルチ会員の親族」に触れたことで自分が「マルチ会員の子ども」という「当事者」だと認識した。これは「マルチ 2 世」という私とマルチ商法の問題でもあったと理解できるようになった。

そうした契機を経て、高校生の頃まではマルチ商法について全く周囲へ話したことはなかったが、彼女や先生、自分を助けてくれる大人に話すようになった。私が今まで演出してきたマルチ商法にハマっていない理想上の母はいないことを認め、喪失感を吐き出した。私は、人に語ることをとおして私の中に思い描いた理想の母と、今までマルチ会員親族で

あることを懸命に隠してきた自分自身に役割の終わりを告げた。

定期的に会っていた父（私が1歳の時に母と離婚）とも、先日初めてマルチ商法について話し、実は母が生まれる前からマルチ商法にハマっていたことを知った。自分でも驚いたが、家族同士でさえマルチ商法について話したことがなかったことを痛感した。私たち家族は母に対して共通の経験を持っていながら、マルチ親族としての苦悩をお互いに独りで抱えていた。

私はマルチ商法を隠すことをやめて、マルチ商法と闘うことに自身のアイデンティティを見出すようになった。そして今は卒業論文に向けてマルチ会員の親族被害について研究している。

## 6 考察

まず、「私」のスティグマの根源について逸脱の政治の視点から確認したい。「私」が母から受けた干渉の記述からは、母から「私」への「家族」規範の要請が確認される。マルチ商法という文化、思想を受け入れ、家族のために行動することを要求するのは、母が「私」に対して逸脱しているかどうかの審査を迫っていることを同時に意味する。親一子という関係は家庭という閉鎖空間内に限り、規範と役割を設定し、逸脱を子に対して付与できる権力を親に与える。したがって、家庭という私的領域における「私」の行為をスティグマ論で捉えることは妥当である。強調しておきたいのは、「私」が負ったスティグマの構成要件である即自的-対他的な社会的アイデンティティの乖離をはじめに構築したのは、マルチ商法は社会的に悪徳であるという社会一般からの評価（の予測）ではなく、マルチ商法は受け入れられて当然であるという親からの要求であったという点である。

第1に、逸脱の政治の視点から親一子の権力関係によって規範や逸脱が規定される家庭内において、「私」が記述した経験を整理したい。まず、「普通であること」を呈示するというパッシングの本質とは、「自身は『規範』的であること」を呈示することと同義である。「私」が母の要求を受け入れてきたのは、家庭内規範に抵触しないことを示し、家族であり続けることで家族に依拠する自身の即自的な社会的アイデンティティを保持するためである。

第2節の記述にある、母の元に留まり続けて母の規範的要請を一部受け入れていたことと、母が押しつけるマルチ商法を拒絶することの相反する行為は、「私」の即自的な社会的アイデンティティを2つの側面において管理するためのものであった。前者は、家族との



生活の中で形成されてきた家族成員としての自己を続けるための行為である。他方、後者は、マルチ商法に対して肯定的な態度を取らない<sup>18</sup>ことを通して、社会生活を送る中で形成されてきた自己と母からの期待との距離を取るための行為である。パッシングと並行して、家族という関係に支えられたアイデンティティが母による逸脱者としての不可逆な認定—たとえば、「もう二度とあなたを家族とは思わない」—によって失われない範囲の役割距離行動を取ることで、自己を防衛するために即自的な社会的アイデンティティの総体を母が期待する役割に押し込められることに抵抗していた。

第4節の記述から読み解けるのは、「私」の成長につれて金銭も要求されるようになったということである。それは同時に「私」が収入を得る選択肢を得たことで、アイデンティティ管理の場に金銭のやり取りが加わったことを意味する。「母が稼いだお金の範疇で済む分には自由だと思いうようにしていた」ことは、逆に言えば「私」自身のお金を使うことは許さないという線引きの表れでもあった。母のことを「放っておこうとした」ことも、「私」にとっては、母の提示する規範を黙認することと引き換えに、関係性を調整することで自身の経済的・精神的安全を保全しようとする役割距離行動に該当する。

このように、家族の一員であることを含めたアイデンティティの総体を、家族である母から剥奪されないように、アイデンティティを管理してきたことが「私」の相反する行為の解釈である。しかし、第4節を振り返ると、実際のところは生活費の徴収を通して母の経済的要求にも結果的に応じていたことが分かる。

生活費の徴収に応じることは、「私」自身を含む世帯全体の生活の保障に加え、家族としての地位を保証する取引の意味も持つ。「私」は生活費を出し合い、助けるという家庭内規範に従うことの証明として奨学金の管理権限を母に引き渡し、家族成員としてのアイデンティティを維持していた。換言すれば、生活費を出すことで家族としてのアイデンティティを承認してもらい取引を行っていた。金銭を払うことで対等な契約、助け合いの体を為しているが、その実態は全容の見えない請求と、内容の追及を許さない不公正な取引である。親は子に対して逸脱を規定し、家族としてのアイデンティティを剥奪する権力を所有する。それゆえに、この不公正な取引は成立する。

まとめると、生活費の徴収は家庭内規範の拡大と地位の取引を象徴していたことを示唆する。さらに、この取引は親—子の権力関係により不公正な状態で成立しており、「私」が家庭内において管理していたアイデンティティの均衡が崩れ始めていたことが生活史に表れている。

第2に、社会生活を送る中で「私」が内面化した社会規範の視点から「私」の経験を捉える。第3節の社会生活に関する記述では、自身の印象だけでなく、母親が周囲の人間と接触する状況までも操作していた様子が窺われた。このようなパッシングを行ったのは、マルチ商法会員である母が社会規範の外側にいる存在であり、なおかつ母自身が「私」と違ってマルチ商法を「良きこと」と考え、スティグマに傷つかず隠そうとしないと知るからこそ、母親を経由して縁者である「私」自身も「社会規範の外側にいる人間であると露呈することを何よりも恐れていた」からであった。第2節での、あくまで家庭内規範の中でアイデンティティを管理してきた姿と変わって、社会生活を営む「私」は、徹底して家庭内規範を象徴する母のマルチ会員としての側面を隠蔽することで、社会に対して自身が規範的であることを呈示しようとした。

自身が規範的であることの呈示というパッシング（印象操作）を一貫して行っているにもかかわらず、その行為が公私領域をまたいで逆の様相を示すのは、要求されている規範が入れ替わるからである。したがって、相異なる規範を持つ公私領域の双方でアイデンティティを継続して管理していたという事実が意味するのは、マルチ2世である「私」のスティグマを打ち明けることのできる「同類 (the own)」<sup>19</sup>や「事情通 (the wise)」<sup>20</sup>がいなかったということである。

さらに、「普通の人と同じ思考と感性」を持っていると述べるように、縁者のためにスティグマを負う者である「私」は本質的に「常人」である。パッシングを続けることで、「私」はスティグマを負う対他的な身分と常人である即自的な身分の埋まらない距離を痛感し、「本来の身分」になれない恥の感情、自己矛盾を内在化する。

以上、この記述が示唆しているのは、マルチ2世として公私領域をまたいでアイデンティティの管理によって自己の防衛を継続しなければならないという実際の孤独と、隠蔽しつつけることへの裏腹さによる孤独感の経験である。

第3に、規範に表面上従い続けてきた「私」の防衛行為における新しい局面を読み解いていく。第5節にて、「私」は、近しい他者に自身の社会的アイデンティティの総体を暴露したことを以て「私」自身の母親像と自己に「役割の終わりを告げた」ことで、自身のアイデンティティ管理の方法、およびそれに付随する他者との関係性と自身に付与された役割を再検討した。「私」の語りからは、「宗教2世」や「マルチ会員の親族」という「同類」の存在を知ったことと、それをきっかけに行われた自身のアイデンティティとスティグマの根源の再定義が、スティグマを打ち明ける契機となったことが確認される。このことは、

「私」のアイデンティティ管理が、これまで規範にパッシングと役割距離で抵抗しつつも、その前提を覆すことなく従ってきた形態から、規範とそれに帰属してきた「私」のアイデンティティを問い直す形態へと変容してきたことを示唆している。

総じて、「私」は公私領域で演技方針を変えながら、継続的なアイデンティティ管理による自己防衛を能動的に行ってきた。そこから、「マルチ2世」というアイデンティティの設定を通して、アイデンティティ管理の戦術を、規範を問い直すことへと転回した軌跡が筆者の自分史である。

#### 第4章 あるマルチ2世のアイデンティティ管理経歴

##### 1 マルチ商法に染まっていった生活

###### 1-1 母がマルチ商法にのめり込んだ—もう引き返せない—

ライオさんは現在35歳で3人兄弟の末っ子として生まれた。現在は結婚し、子どももいる。ライオさんの母は、ライオさんが生まれる前からマルチ企業A社の会員として今も製品の購入とビジネス活動が続けている。ライオさんが人生の中で「マルチ商法」というものを最初に感じたのは小学高学年の時である。母が新しい家を購入してから間もなくマルチ商法にのめり込みだしたことを契機に自身の母がマルチ会員であることを認識した。

きっかけは母と義理の両親の関係が悪化したことだった。贈ろうとしたA社の商品を拒否されたことから、母は義理の両親から譲り受けた当時の家を出たいと言うようになった。重ねてA社のアップ<sup>21</sup>から先行投資<sup>22</sup>に家を建てることを勧められ、「背伸びしたお金」で「手に余るような」新築の大きい家を買った。母は新築のローンを返すためにA社のビジネスにのめり込み始めた。A社の本社があるアメリカに視察に行ったことも、母のA社への熱を助長した。

###### 1-2 中学生になってから

ライオさんが中学生になってからも、母はA社のビジネスにより傾倒していった。毎日、夜遅くに帰宅し、いつも家にいなかった。理由も分からず誰もいない「でかい真っ暗な家」がずっと記憶に残っている。家にいなかったのはA社のミーティングに参加していたからだったと大人になってから知った。

その頃、ライオさんの父が勤めていた会社が経営破綻した。家庭の雰囲気はピリピリしはじめ、母はよりA社のビジネスに励んだ。父をA社の会員に誘い、かつての父の営業先

に訪問もした。当時中学生だったライオさんはなぜ両親が夜遅くに帰宅するのか、そもそも何をやっているのかも知らず、両親から説明されることもなかった。記憶にあるのは、父と母が毎日喧嘩している様子だった。

母がA社にのめり込んでから、ライオさんたち兄弟は家で商品を守るためのデモンストラーションに付き合わされた。A社のマヨネーズ、歯ブラシ、洗剤などの商品がいかに優れているか、同じ口上を何十回も聞かされた。兄や姉がそれに反抗するなか、ライオさんだけが母の口上を聞き続けた。

それから、母はA社のIHコンロと鍋を使って米を炊いていた。IHコンロを買った後、炊飯器は使わなくなった。鍋で炊く米や、冷めたご飯を温めようとして炒めたご飯は鍋にこびりついてまずかった。母は元々料理が好きで、美味しいご飯を作る人だったのに、いつからか美味しくない料理ばかり食べるようになった。他にも、母からA社の製品である栄養補助のサプリメントとプロテインを毎朝飲まされた。姉がサプリメントを隠れてティッシュに丸めて捨てるたびに、母はよく怒鳴っていた。父と母だけでなく家庭全体の雰囲気が悪くなっていった。

学校では普通に生活することができ、習い事もやって充実してはいたが、物を買ってもらった経験はなかった。折角家を建てても、お金に苦しく、ご飯も美味しくない。喧嘩も絶えない。中学時代の家庭にいい思い出はなかった。家庭は放ってみれば特に困ったことはなかったが、家にはもういたくなかった。

近しい人は親のつながりで母がA社の会員であることを知ってはいたが、A社が悪質だという認識も周囲にはなかったため特に誰も言及することはなかった。ただ、ライオさんは母がA社の会員であること以上に、ご飯もまずい、喧嘩も絶えないような自分の異常な家庭を知られないように努めた。

中学3年生のある日、国語の授業で短歌を作る授業があった。真っ暗な家に自分が最初に帰る、そんな憂鬱さを詠んだものが学校で表彰されて、情緒深い良い句だと先生と母は褒めた。短歌に込めた自分の辛さは理解されなかった。

高校受験は母に勧められた進学校を志望した。もし合格すれば母方の祖父母の家から通うことになり、実家から離れられる。この家を出て、好きな祖父母と一緒に暮らせると思うと勉強も頑張れた。受験勉強は、両親が夜遅くまで帰ってこないため静かな家で集中してできた。人生を賭けた高校受験は無事に合格した。

## 「足重き 我歩きつつ 宵闇の あじさいに乗る カタツムリのごと」

### 1-3 高校生活

ライオさんは高校進学に伴い母方の祖父母宅から通学するようになる。自分の都合で振り回さず、子どもを無条件に信じ、守ってくれる祖父母が自分にとっての両親だった。高校生の間、実家には帰らず、両親と連絡も取らなかった。この3年間はマルチ商法から解放されていた。

大学受験は、お金がないであろう実家のことを考えて家から近い国公立大学だけを目指した。学費について配慮するよう言われてきたこの家庭では、兄弟のいずれも国公立一筋だった。「従順な3番目」の自分も、自制しそれに従った。幸い、祖父母が塾の費用を出してくれたこともあり、無事に合格した。

### 1-4 大学生生活

大学入学後は実家に戻って片道2時間かけて通学した。高校生の時に実家を出た罪悪感から実家に戻ったが、通学が負担になった。一年が過ぎた頃、兄と姉が実家を出たことから、ライオさん自身も大学付近に安い家を借りて一人暮らしを始めた。さらにその頃、両親が裁判を経て離婚した。離婚の話はライオさんが高校生の頃からずっと出ていた話題のようだった。離婚もし、子どもも家を出て行く母を独りにさせるのはしのびなかった。それから修士2年になるまでの4年間、実家の近くでバイトを始め、その交通費で週末だけ家に帰った。一人暮らしを親に承諾してもらうために自ら提案したことだった。修士2年の頃は研究が忙しくなり、バイトを辞めて実家にも帰らなくなった。

両親が離婚してから、ライオさんが買った本は全て母に報告することになっていた。その本の費用を母が父親に請求するためだ。ライオさんの授業料や一人暮らし用の家賃は父親が負担していた。毎月ライオさんの通帳に振り込まれた父からの本代と家賃は母親が引き落とす日々が続いた。母親は高額な家のローンにお金が支払えず、養育費の名目を使って父親からお金をもらっていた。

自身の生活費はバイトの給料と奨学金を借りて補填していた。自分は「ただの金をもらうためにいる人間みたい」だった。早く卒業して自由になりたかった。修士課程を終えて

ライオさんは就職し、家から遠く離れた東京に引っ越した。

## 2 マルチへの認識が変わったこと

### 2-1 母はマルチのために自分を裏切った

中学生の頃、母の異常な行動や家庭関係の崩壊の遠因としてマルチ商法を間接的に問題視していたライオさんが、マルチ商法を直接的に嫌悪することになったのが就職した時の時だった。母から「友達に会ってほしい」と言われ、ライオさんは母とその高校時代の同級生と3人で会食をした。食事も終わって帰ろうとしたところ、母がライオさんと同級生を制止し、ある休日の診療所へ連れて行った。そこでA社の会員向けセミナーが始まった。アップの息子が経営しているその診療所にいたのは殆どが会員で、初めて来たのは自分と母の同級生だけに見えた。

これまでもA社を勧められたことや、実家でA社の製品を利用した料理教室が開かれたことは何度もあったが、自分が勧誘の現場へ連れてこられたことは初めてだった。出席する会員がA社の製品やビジネスモデルを素晴らしいと礼賛し、会員が順番に上位ランク<sup>23</sup>を目指すことを宣言して、それを周りが称賛する。資産運用の話をしていたと思えば、そのためにA社のビジネスをしましよと確認し合っている。ライオさんにとって、その雰囲気はとても気持ち悪いものだった。今日のことは、母から「何も聞いてなかった」。久しぶりにご飯に誘われたと思っていたら、「騙された」。母は、自分が社会人になって会員として活動できるようになるのを待っていたのだと思った。

ライオさんが大学生の頃から、自分たちが買わなかったとしても、母は浄水器や空気清浄機の新しい機種が出る度に購入し、意思を問わずに余った製品を送ってきた。拒否すれば、母と揉めることは分かっていたから、無抵抗だった。A社の製品を望んだことは一度もなかったが、それも「親が子どものためを思って」自分に「買ってくれている」ものだと思って、我慢していた。しかし、母はライオさんを勧誘してきた。母の本当の目的は、マルチ“製品”ではなく、マルチ“商法”を認めてもらうことだったのだと思ってしまった。

### 2-2 最悪の結婚前夜

26歳の時、ライオさんが妻のBさんと結婚の挨拶で実家に帰省すると、ライオさんの母は早速Bさんと連絡先を交換しようとした。母がBさんを勧誘することは「目に見えていた」から、母に「絶対に直接(Bさんと)連絡するな。」と釘を刺した。勧誘は止めたが、

母がお歳暮で A 社の製品を B さんの実家に送るなどは止めようがなかった。B さんの実家がある地域では、A 社の会員が多く、幸い B さんたちにとって製品自体は珍しいものでもなく、母が A 社の会員であることに対して悪い印象もなかった。

ライオさんがマルチ商法への認識を決定的に変えた出来事はライオさんと B さんの結婚式の前日に起こった。結婚前夜、ライオさんの実家に泊まったとき、母は A 社のプレゼントを始め、会員になってほしいと頼んできた。結婚式の前日に母と揉めたく無かったライオさんは諦めて A 社の会員となり、無料期間が終わる翌年に会員を辞めた。最悪の日だった。この時に、B さんも母が A 社に、ただの会員の範疇を超えて活動にのめり込んでいることを認識した。

### 2-3 母とのやり取りはマルチが常に絡んでいた

ライオさんの母は家族に対して執拗に会員になることや、製品を買うことを勧め続けてきた。A 社の会員価格よりも安いメルカリで買うとライオさんたちが告げると母は猛反対した。母が自身を経由して製品を買うことや会員になることを勧めてくる様子を見て、母はマルチ商法で利益を得ること以外「頭がないんだ」とライオさんは感じ取り、抵抗を諦めていった。

他にも、年末年始に 2 日ほど家に帰ると、母はライオさんにデモンストレーションを披露し、帰省中に身近な人と会わないのか尋ね、家に人を呼ぶよう言ってくるのだった。

### 2-4 お金の無心ー「マルチにはまりだした頃から嘘八百なんですよ」

ライオさんと兄は、就職して実家を出てから定期的の実家へお金を入れていた。姉は、お金の代わりに実家の近くで母親の手伝いをしていた。母は、家のローンを払えないからお金を貸してほしいと言って、ライオさんの兄は一月あたり 7 万円ほど無心されていた。ライオさんは言われた時に 10 万円入れるというのが通常だった。ボーナスが出る月は通常の倍の金額を納めていた。実家がお金に困窮している事実から、いつお金が必要になるのかという不安が常にあった。子どもの頃、親戚がくれたお年玉を母親が全て回収していたため、自分が使えるお金というものはなかった。その頃からずっと、ライオさんにとってなるべくお金を使わずに生活を送るのは当たり前のことだった。正直なところ、自分が我慢している感覚はなかった。

母は、借りた金額は記録しているからいつか必ず返すと、借りる度に言っていた。いつ

か A 社で成功して旅行に連れて行ってあげる。進学したら学費を出してあげる。全て嘘だった。お金を出すこともなければ、借りた金額も、自分がいくらお金を使ってきたのかも覚えていなかった。それでも母にお金を払い続けたのは、「近くに（住んで）いない罪悪感を消すため」だとライオさんは語った。

「お金を入れることで距離が取れるんだったら、仕方ないなってのは思っていました。」

### 3 目が覚めた

ライオさんは、母と距離を取るために入金を続けていたが、就職してから 3 年目、結婚を前にして B さんにも、定期的に実家へ入金している事情を告げた。これから家族を持つライオさんにとって、家族や子どものために貯金していきたい思いとは裏腹に母からの催促は続き、「いつまでこんな生活を続けるのか」と考えるようになった。そして、B さんからもライオさんの行動に疑問を持たれ、母への送金をやめることを決意した。ライオさんが送金をやめるために最初に思いついたのは、100 万円を渡す代わりに催促をやめるよう交渉することだった。しかし、B さんに止められた。自分がお金を渡すことが前提となっていること、そして 100 万円が手切れ金として妥当であるという自分の考えがおかしいと、B さんに指摘されて初めて気付いた。

どうしたらいいか分からなかったライオさんは、はじめて会社の上司に家族のことを相談した。上司に母親がマルチ会員であることは伏せて金銭的なトラブルだけを相談したところ、会社で実施されている無料カウンセリングを勧められた。

これまで、カウンセリングを受けると自分が病気だと認めるような感覚があり、利用することに抵抗があったが、B さんや上司からの助言と、無料で受けられるということで一回受けてみることにした。何を話せばいいか分からなかったから、B さんにも同席してもらった。カウンセリングでお金に困っていることを相談するなかで、お金を無心される背景や自身の家庭のことを質問され、マルチ商法と自分とのつながり、マルチ商法と母の関係を打ち明けた。「分かりました。それはもうあなたの母親が悪いです。」話を聞き終わったカウンセラーの一言を聞いて、ライオさんは泣いた。

母親が悪いとは考えたこともなかった。それまで自分の中にあったのは、母もかわいそ



うな被害者であるという感覚だった。離婚を経て、家のローンを払い続ける被害者の母親。そのために、マルチ商法で稼ごうと頑張っている母親。家族を喜ばせたくてマルチ商法に取り組むけど、結果が報われない人。そういう母親に見えていたから、母親が悪いと思ったことはなかった。だから、お金を頼られるのも仕方ないと思っていた。それでも、心のどこかで負担に感じていた。おかしい状況であることも薄々分かっていた。葛藤しながらお金を渡しているこの状況を第三者からおかしいと認められて、はじめて救われた気分になった。このとき、自分が今まで母親に支配されていたことに気づき、そしてその支配から解放されたような気がしたとライオさんは語った。

#### 4 苛烈な家族会議－「人生で一番タフな交渉でした」

カウンセラーの一言をきっかけに、ライオさんは母に送金をする状況を変えるために、母親を説得することを決意する。母が自分と兄にお金を無心し続ける理由は、ライオさんが小学生の時に立てた家のローンを支払うためだと分かっていた。そして、その家を母に手放してもらうために、ライオさんは兄と姉、母方の祖父母、叔母に相談した。これまでも、兄が母親に家を売るよう説得を試みていたが、近いうちに稼げるようになってと言って激昂するため、説得は失敗していた。今回は、家族で連携しながら半年をかけて入念に準備を進めていった。準備の過程で、母のA社での収入が月平均1万5千円ほどと、製品購入などの出費は毎月6万円ほどであることが分かった。母が活動に傾倒してから10数年が経過していた。

2016年、説得はライオさんの勤め先である東京から実家に帰ってくる日に全て終わらせるように計画を立てた。決行日に向けて、家族で分担して実家を秘密裏に査定し、引っ越し先の候補も用意した。当日に母親が子どもである自分たちに対して威圧して話を有耶無耶にしないように、母方の祖父母に加えて、同じ年齢層として万が一にも話ができる叔母夫婦にも立ち会ってもらった。呼びつけた時点では叔母夫婦が同席することは伏せていた。「騙して、みんなで取り囲んだ状態」を作った。自分たち子どもがマルチ商法に対してどのような思いを持っているのかを打ち明けた後、家を売ることをその日のうちに約束させ、発言も録音した。それから1年かけて家も売り終わり、母もA社の会員は続けているがお金を無心してくることはなくなった。

しかし、全てが解決したわけではなかった。2017年、家族会議を終えてからライオさんの姉は母と絶縁し、姉に代わって警告を出した叔母夫婦は母から疎まれるようになった。

母は A 社の会員として活動は今も続けており、親族は絶縁した姉以外、マルチ商法から距離を置かせることは諦め、活動を黙認している。

## 5 マルチ被害をなくす会を始める

### 5-1 マルチ被害をなくす会の発足

「マルチ被害をなくす会」を立ち上げたきっかけの 1 つが、ライオさんの家庭に子どもが生まれたことだった。ライオさんの家系では毎年親族総出の挨拶会を開く慣習がある。その会合も姉が母と絶縁してからは、母親が出席する会合と、姉が出席するために母には知らせない会合の 2 つを毎年開いている。1 日目に姉が出席し、2 日目には姉が欠席し、母親が出席する。その他のメンバーは共通であり、全員が一年ぶりに顔を合わせた体で母親が出席する。ライオさんは、それがいつか破綻すると確信している。子どもたちは嘘をつけないし、母を騙すために子どもに嘘をつかせたくなかった。そのことを悩んでいたときに、新規事業を検討するカリキュラムの企業内大学に参加した。

企業内大学で講師が伝えたのは、身近な人の課題をまず解決することから事業は始まる、ということだった。このとき、ライオさんの中に思い浮かんだのは家族会議の時から自分たちを助けてくれて、母親に疎まれ続けている叔母のことだった。自分は距離を取った一方、母親のマルチ商法が原因でまだ苦しんでいる家族がいる。それを解決したいと思ったのが、取り組みのきっかけだった。それからは、マルチ商法の被害者や勧誘を受けたことのある人など、様々な人にインタビューを行った。

### 5-2 現状

2022 年 1 月に会を立ち上げてから、ライオさん自身の家庭の課題は解決していない。自分が母の活動について妨害や否定をしてしまえば、その反動で母が叔母夫婦を攻撃することが分かっているため、母親のことは黙認しているのが現状である。

今は自身の家庭に悪影響を及ぼさないように注意しつつ活動を続けている。

## 6 考察

はじめに、ライオさんのスティグマの根源を確認する。1 つ目は、母からの、マルチ商法を信奉するという期待に従わない場合において、家族に帰属するアイデンティティに逸脱の烙印を貼られる予感であった。2 つ目に、ライオさんが「母が A 社の会員であること

以上に「自分の異常な家庭を知られないように努め」ていたことから、ライオさんにとって処理すべきスティグマは、〈美味しいご飯が出て、喧嘩が日常茶飯事でない〉などが特徴の社会規範的家庭—母が A 社にのめり込む前のライオさんの家庭もその意味で規範的であった—とはズレた、自身の「異常な家庭」そのものに向けられたものだったことも確認される。ライオさんにとって、母がマルチ商法にハマっていることはスティグマそのものではなく、家庭にスティグマが付与されていることを予感する一つの根拠に過ぎなかった。ライオさんが自身のアイデンティティをどのように管理していたかという視座によってライオさんのマルチ 2 世としての経験を整理したい。

第 1 に、家庭内規範の視点からライオさんの私的領域における経験を確認したい。ライオさんのアイデンティティ管理の経験はパッシングの観点から考えることが出来る。まず、ライオさんの「従順な 3 番目」として母のデモンストレーションを聞き、サプリなど A 社の製品に文句を言わなかった、という語りからは、母からの期待に応えることが家庭においける規範的な行動であることが読み取れる。つまり、ライオさんは、母親に逆らわないという形で、家庭内の規範に従順であることを呈示する行為、すなわちパッシングを通してスティグマを対処していた。

次に、ライオさんは家庭内で規範的であると同時に、「従順な 3 番目」として母から期待される役割と距離を調整している様相も確認される。ライオさんが高校受験をしたとき、志望校を決めた理由には、母に勧められたことだけでなく、「実家から離れられる」思惑も含まれていた。ライオさんは表面上母に逆らわないようにしながらも、高校進学で自身の状況を操作することで、母と干渉する機会を減らした。実際に、志望校に進学してからは両親と連絡を取らず、母が押しつけてくる「マルチ商法から解放された」3 年間を過ごしていたことから、ライオさんが母から期待されていた役割と自己の距離を離れたことで、家庭内でパッシングを特別意識せずに高校生活を過ごしていたが分かる。

そして、大学生時代、ライオさんが「高校生の時に実家を出た罪悪感から実家に戻った」とあるように、母との接近を試みたことはライオさんが家族として規範的であることを母に再度呈示する行為であったと解釈できる。しかし、実家に戻ったライオさんは父から「金をもらうためにいる」ことを求める母からの期待に徹することに苦しさを再度感じたことで、就職先に実家から遠く離れた場所を選択し、もう一度母と距離を取った。それと引き替えに、ライオさんは母にお金を貸し続けることで、自身が家庭の規範下にいることを母に表明し続け、逸脱者だと見なされないように努めた。このように、ライオさんが従順な

3 番目として家庭内で規範的であることをパッシング行為で示しながら、進学・就職というライフステージの変化ごとに家庭との物理的な距離を通して、不本意な家族内の地位・役割と自己の距離を調整していた。

第2に、ライオさんの私的領域における経験を社会規範の視点から考えることで、スティグマ対処としての行為に別の意味を見出すことができる。公的領域におけるライオさんのパッシングは、2つの場面で見ることができる。1つ目に、学校と会社である。自身の家庭が異常であることを周囲の人間に隠していたことはライオさんが意識的にしていた社会生活におけるパッシングである。2つ目に、カウンセリングを避けていた場面であった。ライオさんは「自分が病気だと認めるような感覚」からカウンセリングを含め、妻や上司に相談することを避けていた。ライオさんにとって、カウンセリングを受ける人としてスティグマを付与されることだけでなく、家庭環境について他人に相談することで自身の逸脱が露呈することも避けるべき事項だった。したがって、他人に相談することへの抵抗感、普通であることを呈示するパッシングの副産物であると言える。

役割距離についても確認する。ライオさんは、「従順な3番目」としての家庭内規範における自身と母との相互行為だけでなく、母が他の家族と衝突することで家庭内の雰囲気が悪くなっていったことも語っている。この語りは、ライオさんが自身の「異常な家庭」をあらためて実感する場面であると同時に、ライオさんと他の家族成員との違いの表明を示唆している。つまり、異常な家庭に自身が加担しないことで、自身が社会から付与されるスティグマに呑み込まれないように、「異常な家庭」の一員という役割との距離を管理しようとしていた。他にも、家庭が異常であることを悟られないようにパッシングで隠蔽を続けてきたライオさんは、一方、自身の苦しさ、憂鬱を短歌に込めて表明したこともあった。パッシングをすることの裏腹さによる苦悩を言語化することは相手に届くことを期待したものではなく役割距離を取る行動としての意味で捉えることができる。

ライオさんが高校への進学で実家から離れたことは、母から期待される子としての家庭内での役割だけでなく、社会からみなされる「異常な家庭」の子どもという社会での役割と距離を取ったことも意味する。ライオさんは表面上母に逆らわないようにしながらも、高校進学の名目で自身の状況を操作することで、自身のスティグマの根源である「異常な家庭」との距離を取ろうとしていた。

しかし、「喧嘩の絶えない」ような家庭だけが「異常な家庭」ではない。実家から頑なに距離を取り、断絶を試みる家族の関係性もまた、「異常な家庭」である。実家に帰る理由と

してライオさんが語った罪悪感は、母を悲しませる予感に由来するだけでなく、実家に帰ろうとしない自分自身もまた「異常な家庭」を定着させることに加担しようとする一員であるという認識から生じた社会規範に対する背徳感でもあったと解釈できる。そして、実家を出てからも、母からの金銭的な困窮を助けることで、母との関係性が社会規範的に正常であることを通して、社会における社会的アイデンティティ、および役割と自己との距離を調整し続けた。

第3に、ライオさんの経験を、スティグマ対処よりも広汎な防衛機制としてのアイデンティティ管理の側面から解釈する。まず、ライオさんがマルチ商法に対して明確に嫌悪感を抱くようになったきっかけは、母に騙されてA社へと勧誘されたことだった。これまで、母がマルチ商法の理解を求める規範的要請には、表面上従いながらも役割距離行動を通して自身のアイデンティティが不本意な役割に組み込まれないように管理していた。しかし、ライオさんの結婚前夜、母がライオさんを会員にさせた行為は、ライオさんがこれまで管理してきたアイデンティティを決定的に剥奪した。この時の被害経験が、ライオさんのマルチ商法に対する敵対心を確立させた。しかし、その後は敵対心を向きだしにしたわけではなく、母と距離を取りながら、お金の無心に応える形で家族としての規範的役割を放棄しないよう調整し、自己の防衛に徹した。

そして、カウンセリングを通してライオさんは母からの支配、すなわち母が要請してきた規範的役割から解放され、自己防衛のためのアイデンティティ管理はその様相を変える。ライオさんは、母への送金をやめるために、母親に異議を申し立て、関係性と自身の役割を再規定することを選択した。それは、マルチ商法にのめりこみ、家のローンを払うことにこだわる母のアイデンティティを否定することになるろうとも、自己を防衛するために自身のアイデンティティを保全することを意味していた。この結果、母がA社の会員を辞めることはなかったが、母からの規範的要請は少なくとも金銭面においては無くなった。

総じて、ライオさんは家庭内規範と社会規範に対して双方に規範的であることを呈示するパッシングの実践と、役割距離行動によるアイデンティティの管理によって自己を防衛していた。とりわけ、自身のアイデンティティがマルチ商法の理解者や異常な家庭の構成員という否定的な役割にのまれないように母や家庭そのものと役割距離を取る一方、距離を取り過ぎることもまた逸脱と見なされうる条件であるゆえに、規範の範囲内に収まるように自身の社会的アイデンティティが剥奪されないよう、役割と自己との距離を接近・離脱の両極間で適宜調整していた。このような管理の戦術は、規範に表面上は従うことを前

提にしたものであった。しかし、ライオさんはカウンセリングによって、自身の内的世界において、規範的役割から解放されたことを契機に新しい管理方法を試みる。それは、自身に課された逸脱の定義、すなわち規範を問い直すことであった。このように、ライオさんの経験はアイデンティティ管理による自己防衛の歴史でもあった。それは同時に、ライオさんのアイデンティティが、管理を必要とする緊張した環境に常にさらされていたことを意味していた。

## 終章 まとめ

### 1 結論

#### 1-1 マルチ2世が経験してきたこと

第3章および第4章では、筆者自身とライオさんの生活史を記述し、マルチ2世の経験を、家庭と社会双方からの規範的要請に対するアイデンティティ管理による防衛として解釈することで、彼らの経験を相互行為過程における行為主体の視点から捉えた。

まず、2人の経験は、マルチ商法会員の親族当事者である藤本（2023）の報告にもあったような精神的・経済的被害および宗教的虐待を受けた客体の経験として捉えることもできる。しかし、「私」とライオさんをアイデンティティ管理の実践者として、2人の経験を解釈したとき、普段の舞台である公的領域だけでなく、家庭という私的領域をも範囲に含んだスティグマへの対処として意味づけすることができた。これらの解釈は、現在での2人と親との関係性と、マルチ2世と名乗ること、の2つの側面において新たな意味も導き出す。以下では、マルチ2世のアイデンティティ管理による防衛機制について、2人の語りを通して再度整理したい。

#### 1-2 規範的であることを自らに求め続けてきた存在

「私」とライオさんにとって、親がマルチ会員であること以上に、母による規範的要請に対する逸脱の可能性と、自認する「異常な家庭」そのものがスティグマの根源だった。家族であることによって、社会に対して自身のアイデンティティを管理する必要性を迫られただけでなく、家族に対しても同様に自己を防衛する必要があった。スティグマの対処に代表されるアイデンティティ管理による防衛が、公的領域だけでなく私的領域においても適用できることについて再度確認する。

逸脱の政治という観点から解釈したとき、家庭という私的領域もまた、親-子という権力関係によって構成された一つの社会であると捉えられる。「私」とライオさんは、母からのマルチ商法を理解してほしいという期待を受けて、行動や金銭を通して、自らが同じ家族の一員として規範的であることを呈示し続けた。

一方、表面上は規範に従いつつも、マルチ商法への賛同者という不本意な役割に組み込まれないように、時に否定的な態度を取ることや、物理的に距離を取ることを通して、役割距離を取っていた。

強調しておくべきこととして、規範的であることを呈示するパッシングと、規範的役割を完全に受け入れているわけではないことを表現する役割距離は、きれいに二分される行為ではないことが本研究では示唆されている。役割距離を取る行動が過度であれば、露骨な反逆行為として逸脱者とみなされることが予想される。マルチ2世の場合、役割距離を取り過ぎることで、家族関係のさらなる悪化や、その帰結として「家族としてふさわしくない」家庭内逸脱者として、もしくは家族とつながりを断固として持ちたがらない「異常な家庭の一員」として社会から奇異の目を向けられることが予想できる。その結果、スティグマを対処するための技法の本懐が達成されないこととなる。行為によって役割距離を表現する以上、役割距離は、反規範的であることをささやかながら呈示する性質を持つ。したがって、アイデンティティを管理するうえで、パッシングと役割距離行動は一元的である。マルチ2世の2人は不本意な役割に完全に組み込まれないように、しかし過剰な抵抗表現で「家族」に帰属する対他的な社会的アイデンティティを失わないように、パッシングと役割距離行動を用いて役割との距離を調整していた。

このように、親がマルチ会員だった2人は、家庭内で規範的であることを母から積極的に要請されることに対して、家族として逸脱者とされない範囲で、かつ自己の全てが親に支配されないように自らのアイデンティティを保持しようとしていた。

アイデンティティ管理による防衛機制は公的領域でも作用していた。「私」とライオさんは、社会生活において、「異常な家庭」を隠蔽し、家庭について苦悩することはない自己を演じていた。特に、ライオさんにとって、家庭内での自身の立ち位置を調整することは、母との物理的・心理的距離を調整することに加えて、自身と「異常な家庭の構成員」の自己と役割との距離を取る行為も兼ねていた。

家族に従いながら、社会に家族を隠すという、一見相反するアイデンティティの管理は、家庭-社会という異なる規範に応じて変容しながら、アイデンティティ管理による防衛が

一元的に継続していたことを示している。それは同時に、2人が誰に対しても自己をさらすことなく、孤独に自己の防衛を続けてきたことを意味していた。

### 1-3 マルチ2世のアイデンティティ管理戦術の変容

公私領域におけるアイデンティティ管理による防衛方法の違いは、それぞれの規範的要請に応じた演技の切り替えと捉えることができる一方、「私」とライオさんの語りにはそれだけでは解釈しきれない様相がある。2人が母からの期待に応えないことを選択したことや、社会への隠蔽をやめてマルチ2世と名乗り、語るができるようになったことは、アイデンティティ管理における、規範への最低限以上の従属—パッシングと役割距離—から、家庭内規範の問い直し—異議申し立て—への、戦術の変更と捉えることができる。

まず、規範への最低限以上の従属について、「私」とライオさんは、母によって課せられた家庭内規範と、社会一般が課す社会規範のそれぞれに対応してパッシングを行っていた。加えて規範的であることを呈示することを基本の方針としながら、役割に組み込まれないように、かつ両規範における家族から逸脱しない範囲内で、自己と役割との距離を「調整」することで、自己が支配、否定されないようにアイデンティティ管理を用いて自己を防衛していた。このような戦術を取ったことで、2人はスティグマをとおして生起する2つの感情を経験した。

内田（2001）は、スティグマの感情には、他者や社会による否定的な意味づけに直接に傷つけられるような感情、すなわち第一次精神的傷害と、自分らしさ、自分の正体という本当の感情を告知したいにもかかわらず、それとは裏腹にパッシングを以てそれらの感情を隠蔽せざるをえない苦悩という第二次精神的傷害の2つの類型があると述べた（内田2001）。公私領域において、アイデンティティ管理による防衛を続けてきた潜在的逸脱者としての2人は、しかし防衛によって、自身に付与されたスティグマを常に内面で意識し<sup>24</sup>、それによって生じる感情を経験してきた。加えて、防衛には相応の精神的・経済的代償を払った。以上から、規範に表面上従うといった防衛戦術は、当事者が主観的現実・客観的現実の双方において傷害・損失を負わざるを得ないという構造的な欠陥を抱えている。

次に、規範の問い直しの戦術について、「私」とライオさんの経験を整理していく。2人は、自身のスティグマを受け容れる「同類」、「事情通」を見つけたことを契機に、自身の過去やアイデンティティを見つめ直す。そして、自身のアイデンティティに「マルチ2世」という名を与えた。「マルチ2世」という概念を用いて、スティグマを打ち明けることので



きる他者に対して、これまで公私領域を境目に乖離していた即自的な社会的アイデンティティを統合した、すなわち一貫した生活史の語りをしたことで、2人は母による規範的要請と社会によって付与されたスティグマから解放される。家庭内規範・社会規範双方から自己を否定される恐怖から解放されたことで、規範に従うことのみではなく、規範および逸脱の問い直しを図り、アイデンティティ管理の戦術を転換させて自己を防衛し続けている。このことは、スティグマを打ち明けられる他者の存在と、自身のアイデンティティを説明できる概念、一貫した生活史の語り、スティグマからの自己解放をもたらすことを示唆している。

このように、マルチ2世である2人は、他者との相互作用を通して、演技や戦術を変更しながら自己を防衛するためのアイデンティティ管理を続けてきた。

## 2 研究の意義と課題

### 2-1 先行研究との比較

本研究は、学術的な文脈における提言と、実践に即した提案を行う点で意義がある。

まず、本研究では、マルチ2世の生活史を記述し、それらの経験にアイデンティティ管理による自己防衛の意味を見出した。本項では、この経験の意味づけが先行研究に与える示唆と、本研究の意義について考えてみたい。

第1に、マルチ商法に関する研究では、マルチ会員本人の経験に主眼を置いた研究が主なものだった。そこでは、マルチ会員親族“として”の経験が直接言及されることはなかった。マルチ商法のカルト的側面に注目した場合、カルトメンバーの親族に焦点を当てた中西・西田(2019)の研究では、立場が2世である当事者の語りは取り扱われなかった。本研究では、マルチ商法について以下の知見が得られた。

1つ目に、「親がマルチ会員であること」ひいては「他人をマルチ商法に巻き込んだ『非理想的な被害者』であること」がマルチ2世にスティグマとして付与されることの他に、マルチ商法にのめり込んだ親の行動や家族に対して押しつける態度が「異常な家庭」というスティグマを作り上げていることが分かった。マルチ商法に傾倒した親は、親-子の権力関係を用いて子どものアイデンティティにマルチ商法の理解者という役割の付与を試みること、マルチ会員としての自身のアイデンティティを保全しようとする。そうした行為は、子どもにマルチ商法への嫌悪感だけでなく、自身の家庭が「異常な家庭」であることを認知させ、パッシングを促す。子どもはスティグマに対処しながら、自己を防衛しよ

うとするが、その行為には精神的傷害と経済的負担を伴うことが確認された。

2つ目に、親族に注目したことで、消費者被害では捉えられなかったマルチ商法の問題点を指摘できた点である。これまで、マルチ商法の問題性は違法勧誘や詐欺、マインド・コントロールなど消費者被害の側面から論じられているが、マルチ商法には消費者問題だけでなく、社会と人間の秩序を破壊する社会構造的な問題があることが明らかになった。本研究で調査したマルチ2世の経験に見られるように、家庭崩壊やお金の無心といったマルチ会員による親族被害は家庭内の問題として水面下で処理されてきた。しかし、その行為は確実に、人びとの秩序を脅かし、破壊してきた。「宗教2世」問題、マルチ商法の親族被害はその証明である。小池（2007）が提示するマルチ商法の特徴を踏まえると、こうした問題は属人的問題ではなく、その組織的特性ゆえに起こる、マルチ商法に内在する問題であることが解釈の中で示唆された。社会秩序の維持と社会福祉に直接関わる、マルチ商法のカルト的・社会構造的な問題は、日本でも積極的に取り上げるべきである。

3つ目に、マルチ2世の経験には、中西・西田（2019）の提示した、カルト問題に直面した親族が辿る心理的プロセスや負の経験が一部含まれる点である。インタビュー対象がカルトメンバー本人に対して親や配偶者であった先行研究とは本人と家族の関係性が異なるが、家族関係の悪化など、その経験にはいくつか共通点が見られた。一方、親への金銭の貸し出しなど2世特有の経験も確認され、その背景には親-子の権力関係が作用していることが示唆された。さらに、これらのプロセスや経験には自己防衛機制としてのアイデンティティ管理の意味があることが明らかになった。したがって、マルチ商法は、家族関係の悪化や借金といった問題に加えて、相克するアイデンティティをめぐる問題である。

第2に、家族のためにスティグマを負った者に関する研究では、家族へのスティグマのために、自身もスティグマを負った者のスティグマ経験を詳細に描いている一方、逸脱者である家族成員と当事者である家族との関係性が、「縁者」というスティグマを付与されるきっかけに単純化されていた。

本研究で得られた知見は、次の示唆を与える。つまり、家族のためにスティグマを負った当事者のアイデンティティ管理は、社会においてだけでなく、家庭の中においても親-子の権力関係のもとに規定された家庭内規範に対して行われる可能性がある。これまで、アイデンティティの管理は社会に対して行われていることを前提に、社会生活におけるスティグマの対処と当事者と社会との関係性について主眼が置かれてきた。実際に本研究では、「異常な家庭」が社会に対して露呈しないようにパッシングを行う様子が確認された。

しかし、逸脱の政治を分析視点に採用することで、家庭という私的領域にもアイデンティティ管理の相互作用を見出すことが可能になる。逸脱者の家族は、家族のために社会から逸脱者と似た扱いを受けるだけでなく、家族からも「家族に従わない」逸脱者とみなされることが示唆された。

第3に、宗教2世の経験に関する研究について、宗教2世の経験は多くの当事者から発信され、豊富に分析されているが、その経験の意図、当事者の人生における意味づけや解釈は十分にされていない。本研究は、先行研究ではほとんど取り上げられてこなかった、マルチ2世の生活史をテーマとし、マルチ2世の経験をアイデンティティ管理による防衛を分析視点として包括的に論じることを重視した。

本研究は、宗教2世の経験について次のような知見が得られた。まず、マルチ2世の生活史の記述を通して、「宗教2世」のあり方の1つを提示した。当事者の生活世界を豊かな記述で提示することは、「宗教2世」問題を論じる上で、論点を提示することと同様に意義がある。「マルチ2世」の語りは、宗教とマルチ商法の間には相違点はある一方、親-子の権力関係や親の背景にある特定の信念や信仰の存在など、当事者をめぐる社会構造の近似性から、「宗教2世」の語りとある程度互換的であることを示している。したがって、マルチ2世の経験の理解は、「宗教2世」の豊かな理解を促進することにもつながる。

次に、マルチ2世を含め、宗教2世の経験は私的領域である家庭と公的領域である社会の双方における相互作用に着目することが、宗教2世の経験を理解するうえで重要であることが確認される。マルチ2世は、家庭と社会に対して規範的であることを呈示し続けてきた一方、それらの役割に組み込まれないように抵抗することで、自己と役割の間に一定の距離を取っていた。自身が「マルチ会員としての母の理解者」および「異常な家庭の一員」という不本意な役割に組み込まれないように距離を取るだけでなく、「家族の味方でない」逸脱者、ひいては家族仲が崩壊している「異常な家庭の一員」ともみなされないように距離を近づけることで、自己と役割との距離を「調整」していたことが明らかになった。本研究が示唆するように、宗教2世の苦悩にはアイデンティティ管理の問題が密接に関わっている。したがって、「宗教2世」問題を論じる際には、アイデンティティ管理の問題についての社会学的議論が必要である。

最後に、「宗教2世」という概念と「宗教2世」としての語りは、宗教2世が家庭や社会から逸脱することへの恐怖から解放されるための重要な要因となることである。宗教2世同士が団結し、社会に対して認知と逸脱の再定義を促すことは、「宗教2世」というアイデ

ンティティに、自己を回復させる肯定的意味を付与することにもつながることが示唆された。

## 2-2 実践上の意義

次に、実践上の意義について検討する。現在、宗教2世やマルチ会員親族が団結し、宗教2世問題やマルチ商法の親族被害の情報が発信されるようになってきた。しかし、十分な対策や法規制は未だ不十分である。特に、マルチ商法に関しては、2021年の消費生活相談件数が90万件、そのうちマルチ取引に関する消費生活相談件数8000件に対し、特商法に係る処分件数は100件未満であったことから、法規制の充実だけでなく、執行体制の強化も求められる。宗教2世を含む親族被害には、今後新たな被害者を生まないための対策と、既に被害を受けた者たちへの救済が早急に用意されるべきである。マルチ会員の親族を中心に構成される団体の「マルチ被害をなくす会」では、親族被害事例の発信やパブリックコメントの提出など国家による援助施策を要求している<sup>25</sup>。施策を立案するにあたって、マルチ商法の文化的・内在的問題性を把握するために、当事者の視点は不可欠である。それゆえに、当事者の経験を理解するうえで、防衛機制としてのアイデンティティ管理の視座は重要である。

## 2-3 課題

最後に、本研究の課題として、以下の4点が挙げられる。第1に、インフォーマントの2人の生活史における相違点に十分に注目できていない点である。「私」がマルチ商法そのものを隠蔽しきっていたことに比べて、ライオさんの場合では、母親がマルチ会員であることは周囲の人々に多少知られていた。このような背景の違いを踏まえて、2人の社会生活におけるパッシングの経験の意味づけについて掘り下げることはできなかった。今後は、マルチ親族を取り巻く属性や年代の背景について、先行研究の調査を進めるとともに、より多くのインフォーマントと出会い、さまざまな視点から、マルチ2世の経験を説明可能なものとして描くことが課題である。

第2に、アイデンティティの防衛戦略のもう一つの可能性を十分に描けていない点である。インフォーマントのように、マルチ2世であることを名乗る人がいる一方、自身がマルチ2世であることを名乗っていない人の存在が示唆されている。そのような人は、アイデンティティ防衛において、公私領域を境目とする2つの規範に表面上従う戦略段階に位

置づけられる場合の他に、家族と絶縁し、マルチ会員の親のもとで育った際の苦悩、過去を切り捨てている段階に位置する可能性がある。本論文では、アイデンティティ防衛の第3の様相にあたる経験を記述することができなかつたため、今後のインタビューや文献調査を通して分析したい。

第3に、ジェンダーによる影響を比較することができなかつた点である。インフォーマントの2人は男性であり、どちらもマルチ会員であるのは母親であった。家庭内における母-息子の関係性はもちろん、男性の2世であることがライフステージごとの諸経験・選択に影響を及ぼしていることは疑いようがない。今後のインタビューでは、様々な親子の関係性、女性のマルチ2世の経験を反映させる必要がある。

第4に、スティグマから自己解放された現在のインフォーマントにとって、マルチ会員である親と関わりを持つことの意味を語るができなかつた点である。スティグマと家庭内規範から自己解放され、規範を問い直す、というアイデンティティ防衛の第二次戦略において、親とつながり続けようとする行為はどのような意味を持つのかは明らかでない。規範を問い直したアイデンティティ防衛をより適応的な戦略に変化させていった一方、親がマルチ会員であるという根本的な問題は解決されていない。加えて、そのような苦悩の、防衛戦略の変容に伴う意味づけの変化についても追究できていない。本研究は、生活史の記述を通してマルチ2世の過去の経験を解釈したが、声を上げたマルチ2世が今求めているものについても注目しながら、マルチ2世の経験を理解、説明できるように今後も研究を続ける必要がある。

## あとがき

生活史部分を書き終えて、ライオさんに確認してもらったときのこと。本文だけ読むとダメダメな母に見えてしまうことをもどかしく感じると感想をもらった。私は、その感想にとっても共感している。

本論文では、当事者の生活史の中で、被害経験（裏返せば加害者、抑圧者としての親）を書いてきた。しかし一方で、親のことで思い出すのは悪いところばかりではないとも言っておきたい。ライオさんの話を聞いたインタビュアーとして、また、ライオさんに共鳴する同じマルチ2世当事者としてそのことを強く思う。大切な家族ゆえに、こんなに苦しんできたのだから。

本論の生活史は当時者の生活世界を描こうとしたもので、その世界は須らく真である。しかし言うまでもなく、本論の生活史が当事者の全てを代弁するものではない。その意味では、ライオさんの言った「もどかしさ」は、生活史が描き切れなかった部分の表象でもある。自分や他の当事者が持つ、この「もどかしさ」を取りこぼさないように、これからも活動が続けていきたいと思う。

もう一つ。私が母と疎遠になること、生活史を書くことを選んだのは、母が嫌いになったからではなく、これ以上嫌いになりたくなかったからだ。好きだから苦しいのです。親族“だから”の苦しさ。マルチ商法の親族被害を無くし、癒すための営みにこの論文が活かされることを願う。

(40字×30行 文字数 40568字)

## 引用文献

### 〈論文・書籍〉

- 1) 藤本亮 (2023) 「マルチ商法会員の親族被害の実態」『消費者法ニュース』134, 52-55.
- 2) 藤本亮 (2023) 「被害者家族が国に求めるもの：マルチ被害をなくす会のパブコメ意見を中心に」『消費者法ニュース』136, 17-18.
- 3) Garfinkel, Harold (1967) "Passing and the Managed Achievement of Sex Status in an 'Intersexed' Person Part1 an Abridged Version," *Studies in Ethnomethodology*, New Jersey: Prentice-Hall, 116-185. (= [1987]2004, 山田富秋・吉井裕明・山崎敬一抄訳「アグネス、彼女はいかにして女になり続けたか—ある両性的人間としての通貨作業とその社会的地位の操作的達成」『エスノメソドロジー—社会学的思考の解体』せりか書房, 233-322.)
- 4) Goffman, Erving (1963) *Stigma: Notes on the management of Spoiled Identity*, New Jersey: Prentice-Hall. (= [1970]2016, 石黒毅訳『スティグマの社会学—烙印を押されたアイデンティティ』せりか書房.)
- 5) 平林有里子 (2023) 「マルチ取引会員家族からの消費生活相談の現状と課題」『消費者法ニュース』136, 11-13.
- 6) Hock, Branislav. and Button, Mark (2023) Non-Ideal Victims or Offenders? The Curious Case of Pyramid Scheme Participants, *Victims & Offenders*, 18(7), 1311-1334.
- 7) 石川准 (1997) 『アイデンティティ・ゲーム：存在証明の社会学』新評論.
- 8) 柏木信一 (2007) 「MLM (マルチ商法) の商業経済論的分析」『日本消費経済学会年報』28, 112-119.
- 9) 河村裕樹 (2017) 「『普通であること』の呈示実践としてのパッシング—ガーフィンケルのパッシング論理を再考する」『現代社会学理論研究』11, 42-54.
- 10) 岸政彦 (2016) 「質的調査とは何か」岸政彦・石岡丈昇・丸山里美『質的社会調査の方法—他者の合理性の理解社会学』有斐閣, 1-36.
- 11) 岸政彦 (2018) 『マンゴーと手榴弾』勁草書房.
- 12) 小池靖 (2007) 『セラピー文化の社会学—ネットワークビジネス・自己啓発・トラウマ』勁草書房.
- 13) 中西彩乃・西田公昭 (2019) 「“カルト”問題に直面した家族の心理的プロセスの研究—曖昧な喪失に対する家族の反応」『応用心理学研究』45(1), 1-14.
- 14) 西田公昭 (1998) 『「信じるころ」の科学:マインド・コントロールとビリーフ・システム

の社会心理学』サイエンス社.

- 15) ライオ (2022) 「宗教 2 世とマルチ商法 2 世の類似する苦悩」横道誠編 『みんなの宗教 2 世問題』晶文社, 99-108.
- 16) サクセスマーケティング編 (2023) 『ネットワークビジネス 2023 年 10 月号』サクセスマーケティング.
- 17) 桜井厚 (2019) 「ライフヒストリー (life history)」サトウタツヤ・春日秀朗・神崎真実編 『質的研究法マッピング』新曜社, 183-188.
- 18) 櫻井義秀 (2006) 「カルトからの回復:境界(バウンダリー)の再構築」『日本脱カルト協会会報』10, 4-21.
- 19) 佐々木晴哉 (2023) 「マルチ商法家族被害について:マルチ 2 世の自分史の観点から」『消費者法ニュース』136, 4.
- 20) Suwitho Suwitho. and Riharjo, Ikhsan, Budi and Dewangga, Danang, Ary (2023) The nexus between Ponzi scheme and multi-level marketing systems: Evidence in Indonesia, *Cogent Social Sciences*, 9(1).
- 21) 鈴木浩之 (2021) 「質的調査のデータ収集方法」日本ソーシャルワーク教育学校連盟編 『社会福祉調査の基礎』139-154.
- 22) 社会調査支援機構チキラボ (2022) 「「宗教 2 世」当事者 1,131 人への実態調査」.  
(<https://www.sra-chiki-lab.com/reaserch-result/>, 2023.12.1).
- 23) 高橋康史 (2014) 「家族が罪を犯したことによる主観的認識と社会関係の変化—「地域」との関係性に注目して」『社会福祉学』55(1), 49-62.
- 24) 高橋康史 (2015) 「「加害者の家族」としての自己との距離化とその社会的機序—体験の語り得なさに注目して—」『犯罪社会学研究』40(0), 100-114.
- 25) 高橋康史 (2016a) 「犯罪者を家族にもつ人びとはいかにしてスティグマを内在化するのか—恥の感情に注目して」『社会学評論』67(1), 21-38.
- 26) 高橋康史 (2016b) 「犯罪者を家族にもつ人びとのスティグマと不可視性:情報の管理/操作の実践に注目して」『社会学ジャーナル』(筑波大学) 41, 63-80.
- 27) 塚田穂高 (2022) 「小説・映画「星の子」が描く宗教・家族・学校—「宗教 2 世」問題の理解と考察のために」『上越教育大学研究紀要』41(2), 393-406.
- 28) 塚田穂高 (2023) 「『宗教 2 世』問題の基礎知識」『だから知ってほしい「宗教 2 世」問題』筑摩書房, 16-36.



- 29) 内田良 (2001) 「児童虐待とスティグマー被虐待経験後の相互作用過程に関する事例研究」.  
『教育社会学研究』 68(0), 187-206.
- 30) 内田良 (2002) 「スティグマの感情—相互作用過程における精神的障害の二類型—」『ソシオ  
ロジ』 46(3), 55-71.
- 31) Wrenn, Mary, V. and Waller, William (2021) Boss Babes and Predatory Optimism:  
Neoliberalism, Multi-level Marketing Schemes, and Gender, *Journal of Economic Issues*,  
55(2), 423-431.
- 32) ズュータン (2021) 『妻がマルチ商法にハマって家庭崩壊した僕の話』 ポプラ社.

#### 〈新聞記事〉

- 西田公昭 (2022) 「『給料のすべてを注ぎ込んでしまう』意識高い系の新卒社会人を狙う”イ  
マドキ”マルチ商法の恐ろしさ」(<https://president.jp/articles/-/55636?page=3>, 2023.12.1).
- 塚田穂高 (2021) 「『宗教 2 世』問題 信者だけの話ではない」  
(<https://www.asahi.com/articles/DA3S14973997.html>, 2021.7.14).

#### 〈ウェブサイト〉

- Henry, R. (2012) How grief becomes disenfranchised when losing a child to a cult. ICSA  
Annual International Conference : Manipulation and Victimization.  
([http://icsahome.com/infoserv\\_respond/by\\_author.asp?Subject=How+Grief+Becomes+Disenfranchised+When+Losing+a+Child+to+a+Cult](http://icsahome.com/infoserv_respond/by_author.asp?Subject=How+Grief+Becomes+Disenfranchised+When+Losing+a+Child+to+a+Cult), 閲覧不可のため二次引用).
- 国民生活センター (2023) 「国民生活センターPIO-NET の紹介」  
(<https://www.kokusen.go.jp/pionet/>, 2023.12.1).

#### 参考文献

- 芦野恵理 (2018) 「E.ゴフマン相互行為論における自己概念の検討」『人間研究』(日本女子  
大学) 54, 53-62.
- 井艸恵美・野中大樹 (2022) 「宗教 2 世の苦悩を『毒親問題』で片づけていいのか」  
(<https://toyokeizai.net/articles/-/613438>, 2023.6.9).
- 萩上チキ 編 (2022) 『宗教 2 世』太田出版.

- 柏木信一 (2005) 「マルチ商法 (Multi Level Marketing) 問題の実態と規制について」『修道商学』(広島修道大学) 46(1), 113-135.
- 柏木信一 (2006) 「マルチ商法 (Multi Level Marketing) 分析の理論的フレームワーク」『商大論集』(兵庫県立大学) 57(4), 929-942.
- 小林多寿子・浅野智彦編 (2018) 『自己語りの社会学—ライフストーリー・問題経験・当事者研究』新曜社.
- 小鍛冶孝志 (2022) 『ルポ脱法マルチ』筑摩書房.
- 信田さよ子 (1996) 『「アダルト・チルドレン」完全理解』三五館.
- 尾崎博彦 (2015) 「ネズミ講? マルチ商法? 潜入記」『消費者法ニュース』104, 204-206.
- 桜井厚・小林多寿子 (2005) 『ライフストーリー・インタビュー—質的研究入門』せりか書房.
- 高倉久有・小西真理子 (2022) 「毒親概念の倫理: 自らをアダルトチルドレンと「認める」ことの困難性に着目して」『臨床哲学ニュースレター』(大阪大学) 4, 126-180.
- 山田茂樹 (2018) 「「マルチ取引の在り方に関する提言」について」『消費者法ニュース』116, 85-88.
- 全国直販流通協会編 (2021) 『連鎖販売白書』サクセスマーケティング.

---

<sup>1</sup> 「マルチ商法」は、人を紹介することで組織が拡大していくのが特徴である。なお、「マルチ商法」は、特定商取引に関する法律が規制する「連鎖販売取引」とは必ずしも一致しない。

<sup>2</sup> 連鎖販売取引業の主宰企業や、それら直接販売の事業者団体である一般社団法人全国直販流通協会は、ホームページや発行物の中で自らの事業をネットワークビジネスと呼ぶ一方、悪質な事業を「悪質マルチ商法」として注意喚起を行うなどして、ネットワークビジネスとマルチ商法を分離した態度を取っている。しかし、消費者庁や国民生活センターはネットワークビジネスをネズミ講とは別としながらも、マルチ商法(マルチ取引)として扱っている。本稿では、ネットワークビジネスを連鎖販売取引の別称として、且つマルチ商法に包括されるものとして定義する。

<sup>3</sup> 「給料のすべてを注ぎ込んでしまう」意識高い系の新卒社会人を狙う”イマドキ”マルチ商法の恐ろしさ <https://president.jp/articles/-/55636?page=3> (2023年12月1日閲覧)

<sup>4</sup> 消費者庁が主催する「若者の消費者被害の心理的要因からの分析に係る検討会」では、マ

---

マルチ商法被害がマインド・コントロールの視点から分析されている。

<sup>5</sup> 第 211 回国会 消費者問題に関する特別委員会第 3 号

[https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb\\_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/019721120230330003.htm](https://www.shugiin.go.jp/Internet/itdb_kaigiroku.nsf/html/kaigiroku/019721120230330003.htm) (2023 年 12 月 1 日閲覧)

<sup>6</sup> 日本弁護士連合会 特定商取引法 5 年後見直しについての院内学習会

<https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2023/230228.html>

<sup>7</sup> 国民生活センターPIO-NET の紹介 <https://www.kokusen.go.jp/pionet/> を参照 (2023 年 12 月 1 日閲覧)

<sup>8</sup> 藤倉 (2023) によると、従来の 2 世問題を語る時、カルト問題に取り組む人の中では「カルト 2 世」という言葉が多く使われていたが、現在は、メディアや当事者たちの中で「宗教 2 世」と表記されるケースが大半で、「カルト 2 世」は「宗教 2 世」に内包されたと指摘している (藤倉 2023, 183)。

<sup>9</sup> マルチ商法の親族被害は宗教 2 世問題を論じた『みんなの宗教 2 世問題』(横道, 2023) でも取り上げられた。

<sup>10</sup> 「マルチ被害をなくす会」は、マルチ商法の契約者本人の被害だけでなく親族被害の実態を発信し、被害を減らすための課題提起を行っている団体である。

<sup>11</sup> 「コンテクストとは人々の行為が成立する空間的・時間的・身体的・社会的・歴史的・文化的環境のことであり、これが人間理解の資源となる。」コンテクストを理解するためには、「研究過程の反省性が求められる。ここには、個人のライフを深く理解することが社会や文化の理解につながるという考え方がある。いずれの方法にせよ、研究者は自己がどのような方法論的立場に立つのかについて自覚し、その過程を明らかにしながら研究を進める必要がある。」(桜井 2019: 187-188)

<sup>12</sup> 国外では詐欺被害者へのアンケートを用いて Multi-Level-Marketing とポンジ・スキームなどの関連が報告されている (Suwhiso ほか, 2023)。

<sup>13</sup> 小池 (2007) は、ポジティブシンキング、心理療法、自助グループ、スピリチュアルの発展に見られる、現代社会を席卷する心理主義をポップ心理学と称している。

<sup>14</sup> ディストリビューターとは、販売権およびリクルート権のある会員の総称。

<sup>15</sup> 事例については、「マルチ被害をなくす会」に掲載されている事例及びズュータン (2021) の著書を参照した。

<sup>16</sup> マルチ商法をカルトだと定義することができるかは本論文では論じない。しかし、マルチ 2 世の経験をより豊かに記述するうえで、マルチ商法の一側面としてカルトの要素を検討

---

することは有意義だと考える。なお、経済学者の Wrenn・Waller (2021) は、Multi-Level-Marketing はアメリカ発祥の宗教団体である「繁栄の神学／繁栄の福音 (The Prosperity Gospel/Prosperity Theology)」と類似した慣行を用いながら、会員に対して搾取を行っていると述べており、マルチ商法と宗教との類似性に焦点を当てている。

<sup>17</sup> 中西・西田 (2019) の研究では、特定の団体をカルトと定義できるかどうかの議論は避け、当事者である家族が、ある団体への関与を“カルト関与”だとみなして憂慮していることに注目している。よって、当研究で用いられているカルトという概念は、当事者の意思判断によってその論議をよんでいる団体をさす。

<sup>18</sup> 注意すべきは、このアイデンティティがマルチ商法を拒絶する論理は、あくまで親子の相互行為に基づくものである。つまり、マルチ商法を忌避すべきものとして既に学習していたから拒絶するのではなく、学習機会を含む社会での他者との出会いや交流を通して形成された即自的な社会アイデンティティと、母親が要求する対他的な社会アイデンティティのズレに対する忌避感の表れとして、マルチ商法を拒絶するのである。それゆえに、親がマルチ会員の子どもが、マルチ商法というものが悪質商法であると学習していなくとも、規範的役割への抵抗感を実感するのであればマルチ商法を拒絶する可能性はありと同時に、家庭内で求められる役割に違和感がなければ、家庭内で逸脱者となる心配も無く、自身の家庭を異常と認識する所以もないため、知識の有無にかかわらず忌避感を示さないこともあり得る。

<sup>19</sup> 「同類 (the own)」とは、同じスティグマのある人びとを指す (Goffman 1960=2016: 43)。

<sup>20</sup> 「事情通 (the wise)」とは、正常であるが、あるスティグマを持つ人びとの内情を知り、受け容れ、またある程度受け容れられている者のことを指す (Goffman 1960=2016: 55)。

<sup>21</sup> アップとは、紹介者を含む上位会員の総称。

<sup>22</sup> ここで言う「先行投資」とは、マルチ商法で成功してお金持ちになるために、先にお金持ちのような生活をすることを勧める用語である。

<sup>23</sup> A 社ではダウンの人数やグループの売り上げに応じてランクが設定されており、ランクが上がることでより多くの利益が得られる仕組みとなっている。ダウンとは、自分から始まる組織の参加ディストリビューターのこと。

---

<sup>24</sup> この点において、アイデンティティ管理の方法としてのパッシングには限界がある。

「スティグマを貼られる危険を自覚し身元を隠す潜在的逸脱者は、自己の内なる『まなざし』からは、すでにスティグマを貼られた人である」ためだ。（石川 1997: 207）

<sup>25</sup> 藤本亮（2023）「被害者家族が国に求めるもの：マルチ被害をなくす会のパブコメ意見を中心に」『消費者法ニュース』136, 17-18. を参照した。